

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.33
第15巻
1号
1986.7



農 村 計 画 第 33 号

目 次

はじめに

1. 新しい時代の農村計画	小出 進	2
2. 21世紀に向けての農村づくり	広瀬峰生	8
3. 農村の環境整備と土地改良	今井敏行	18
4. 農村構造の変化と農村計画の方向	山本雅之	27
5. 土地改良できずく豊かな町	高山義輝	33
6. 駅館川地区土地改良事業	富田一士	41
7. 大分県の農村総合整備について	川野宏平	47
事務局通信		51
編集後記		53

表紙写真：県営大規模ほ場整備事業（大分県駅館川地区）

大幹線農道は農地5,300haの農業用物資輸送の動脈であり車道の両側には1.5mの植樹帯を設けている。写真は東西線。

第8回 農村計画研究部会現地研修集会の開催について

主催 農村計画研究部会
協賛 農村計画学会

1. テーマ
「新しい時代の農村計画
一風土を生かした村づくりー」
14:10~14:50 「土地改良できずく豊かな町」
宮崎県国富町長 高山 義輝
14:50~15:00 休 憩
2. 日 時
昭和61年7月23日(水) 研修集会
24日(木) 現地見学
15:00~15:40 「駅館川地区土地改良事業」
大分県駅館川総合開発事業事務所
工務課長 富田 一士
3. 場 所
大分文化会館 大分市荷揚町4番1号
☎(0975) 32-1295(代)
15:40~16:10 質疑応答
16:10~16:30 現地見学の概要紹介
16:30~17:20 特別講演
4. プログラム
「新しい時代にふさわしい村づくり」
大分県知事 平松 守彦
(1) 研修集会 7月23日(水) 9:30~17:30
9:00~9:30 受 付
9:30~10:00 挨 拶
17:20~17:30 閉会の辞
(2) 懇 親 会 7月23日(水) 18:00~20:00
「大分第1ホテル」
大分市府内町1-1-1 ☎(0975) 36-1388
午前の部
10:00~10:40 「新しい時代の農村計画」
東京大学農学部教授 小出 進
10:40~11:20 「21世紀に向けての農村づくり」
上場農業水利事業所工事第一課長
広瀬 峰生
11:20~12:00 「農村の環境整備と土地改良」
農業土木試験場地域計画研究室長
今井 敏行
12:00~12:20 質疑応答
12:20~13:30 昼 食
映画 「宇佐平野の明日を拓く」
午後の部
13:30~14:10 「農村構造の変化と農村計画の方向」
大分大学経済学部教授
山本 雅之
(3) 現地見学会 7月24日(木)
Aコース(県南) 白杵石仏一風連鐘乳洞一県圃
野津一直見集落排水事業一マリノポリス一佐伯
駅一大分駅
Bコース(県央) 県圃(庄内町)一飯田高原一地
熱発電所一農産加工指導所一三重町駅一大分駅
Cコース(県北) 花きセンター一広域農道一県
圃武蔵一両子寺・富貴寺一字佐神宮一字佐駅一
大分駅
5. 参加費用(前納)
(1) 研修受講費 8,000円
(2) 現地見学费 5,000円
(3) 懇親会費 5,000円

新しい時代の農村計画

—集落用地整備—

小 出 進*

はじめに

アメリカ政府の特別調査報告で「西暦2000年の地球」という本が出版されている。その第6章食糧および農業予測と環境の結論に「将来の農業予測を行うさいに、忘れてならない非常に重要な事項が三つある。第一には、農業は現在も、そして将来においても枯渇する資源に依存しつづけることである。第二には、これらの枯渇資源は土地、水、および他の再生可能な農業資源の維持・再生するうえで決定的な役割をもっているのだが、現時点でさえさかんに費やされつつあって、このペースでは決して永久に保障されているものではないことである。第三には、予知しうるかぎりの未来において、人口および農業生産の需要は限りなく増加しつづけるであろうことである」とあり、この基本的農業資源として、作物、家畜、益虫の遺伝資質のストック、土壌、太陽エネルギー化石燃料をあげている。つづいて同書には「浸食、風化、アルカリ化、塩類集積、浸水、都市化、あるいは動植物および益虫の減少といった環境面での圧迫を起こすことになる。かりに直接的な害がなくとも、これらの圧迫は当初の食糧増産を大きく妨げ、やがて世界の食糧生産能力をいちじるしく減少させてしまうことになる」と述べている。

現在、一時的に農産物が供給過剰にみえても、21世紀を展望すれば、わが国での農業生産を維持発展させる必要がある。現在のわが国は、年に2,000万tを越す世界第二の穀物輸入国で、全世界穀物の貿易量の11%を占めその輸入している食糧を面積に換算すると約1,000万ha強にも及び、現在のわが国の農用地面積の約2倍という

状況である。いつまでもこの状況を続けてゆくことは許されない。わが国の土壌は物理的には農業に適している、降雨も多く、世界的にみて農業に適している国である。

しかし、都市を始めとして農業集落も宅地化の需要は益々高まるであろう。また、農業でも農業生産施設、園芸施設用地の必要性は高まり、畜舎、選果場、冷蔵施設、ドライストア等の施設の建設は農業の発展のために必要である。

この状況に対して、現在の土地改良事業が充分に対応できているとはいえない。地域的にみれば農用地区域だけでなく、農振白地の整備も必要である。農振白地は1,100万haと農用地区域の約2倍もあり、その中に農用地が約70万haもある。この農振白地の農用地が未整備の所がかなりある。住宅地附近のため農村部といえども地価が高く、整備が難しかつたからである。土地利用の秩序化が遅れている都市近郊に著しい。

農道や水路が少なく、その数少ない道路も幅が狭く、しかも曲りくねっている。水田の用排水は田越しに灌漑し、区画も狭く、農作業の能率が悪い。農業用水の水質も悪化している。これらのため農業生産が低い。市街化調整区域兼農振白地では、せっかく消費地が近いのに利点が生かせない。そのうえ、将来宅地化した場合は道路がなく、あっても袋小路の宅地になってしまうのである。都市の市街化では、いたるところでみかける状況である。

農振白地を整備する事業が、都市計画事業にも、土地改良事業にも現在ないのである。5ha以上(県により20ha以上)集まれば市街地の土地区画整理をするという手法(都市計画法・農地法の許可は必要)もあるが、それ

* 東京大学農学部教授 (こいで すずむ)

では、長期間農業を続けたい場合には不向きである。現在、市街化区域にはいつでも宅地に転用できる農地が20万haあるがその宅地転用率は年に約3%強にしかすぎない。全部転用するには30~40年かかる。また、三大都市圏に限ってみても4%弱で25年かかる。しかも、恐らく30~40年たっても、市街化区域内に若干の農用地は残るであろうと予測される。現在、農振白地は一般の宅地転用は認められないが、農家分家用地、公共施設用地、農業施設用地は状況により転用できる。そして、これらが無秩序に転用されているため乱雑さがめだつたのである。農振白地には農用地も70万haあり、一部は転用されとしてもかなり長期間大部分の農用地が残ることが予想される。したがって、農業を続けられるような土地であり、かつ、分家用地、集落用地としても有効なように農振白地を整備する必要がある。

現在は車社会なので、通勤範囲は広がっている。次三男女が農業集落に定住し、そこから通勤できる地域もかなりある。農業集落の生活環境基盤を整備する必要がある。これは都市の過密を防ぎ、都市計画としても有効である。また、施設園芸地帯では季節的に忙しい時期があり、農業集落に住む非農家が季節労働力確保に役立つのである。

なお、農振白地だけでなく、20万haの市街化区域内農地も整備する必要がある。

1. 非農用地と土地改良事業

非農用地の土地改良事業への係り合いには歴史の変遷があるので、それについて簡単に述べる。明治32年(1899)に、耕地整理法が施行され、土地改良事業がその第一歩をふみ出した。いうまでもなく、耕地整理法は農地を主対象とするものであるが、同法では宅地は土地所有者の同意、建物つきの宅地は建物所有者の同意を条件に事業地区内に編入できると規定している。明治42年(1909)に、耕地整理法が大改正されて、かんがい排水設備が加わったが、ここでは建物のある宅地は建物権利者の同意を条件に地区内編入できると規定しているだけである。換言すると、建物のない宅地編入は同意不要になったのである。耕地整理法30条2項には規約に定めれ

ば特別の換地処分ができると規定している。これにより、耕地整理の際に宅地を捻出し保留地として売り、事業費に当てていた耕地整理組合もある。

昭和6年(1931)には、法律改正があり、農林省は大臣が指定する以外は市を事業対象としないことになった。当時の市は県に1ないし2市という状況でかつ、その面積も現在よりずっと狭かったのである。

昭和24年(1949)に、耕地整理法が土地改良法に変わった。ここでは宅地は事業対象としないことになり、排水改良事業の場合の受益宅地だけ事業地区に含まれることとなった。

しかし、混住化社会となってきて、農地だけでは目的を達せられないことになり、昭和47年(1972)に点在宅地の同意による編入、宅地等の創設換地、異種目換地ができるようになった。59年には一筆一部不換地ができるようになった。

2. 非農用地区域の工事

現在の土地改良事業では、非農用地区域の工事は換地上必要な工事という制限がある。昭和55年(1980)に改正された圃場整備事業実施要綱の運用案に基づいて行われている。

(1) 直ちに転用が見込まれる場合

実施要綱の運用案には「現況道路、現況水路の機能を果たし得る最少限の工事で、道路、水路は密度、本数、敷面積が現況を上まわらない程度」という趣旨のことがある。これでは道水路が必要な密度より少なめとなるが、私道を道路として認めるかが課題である。事例では道路工は敷砂利まで、排水路は基準雨量を10年確率で工事したのがある。10年確率は農地を対象としたものであり、市街地としては水路断面が小さく、湛水する恐れがある。

整地に関しては運用案の「部分的地ならし程度を行う、搬入土による土盛は認めない」で対応できるであろう。事例では、工事の土捨て場として非農用地区域を使用したのがある。

運用案では「当該用地および周辺土地の保全上最少限

の工事」とある。非農用地区域の周辺には一般に農用地区域があり、そのための道路、水路について必要があれば区内を工事することを考慮すべきである。事例では、非農用地区域内に農用地区域のための幹線農道を作ったのがある。

(2) 当面は農地の場合（暫定農地）

運用案は「従来の土地の機能を果たし得る最少限の工事」とあるがこの具体化が課題である。

整地工については運用案で定めがなく、現地では疑問としている。荒整地までか、仕上げ整地までかが問題である。事例では表土はぎは行いが、表土戻しを行っていない。

道水路は「機能交換」の範囲が課題なのは、直ちに転用が見込まれる場合と同じである。

用水路は、従前の土地の機能の保全という原則から言えば用水路工は対象とすべきである。ただし、従来、非農用地化すると用水路は、道路や排水路のような利用価値をもたない。かつ、農用地のスプロールの転用により用水路機能は阻害される。用水路を利用するのは一般に農家だけであり、公共性が低いという難点がある。事例ではパイプラインを非補助で施工しているが、現況機能、例えば簡易なライニング程度まで補助対象として算定し、それとパイプラインの事業費の差額について非補助となるような運用も考えられる。

3. 非農用地区域内工事の費用負担

(1) 工事費と3条資格

非農用地区域のみの土地所有（耕作）者は、土地改良法3条に基づく事業参加資格がない。いわゆる3条資格者になれない。一面からいうと、これは費用負担者を定めており、3条資格者でないということは強制的な費用徴収ができないということにつながる。土地改良法では非農用地区域は工事ができないと書いてはないが、農用地の耕作者の費用負担で行うとすれば無関係地区の工事費を負担することとなって矛盾である。

(2) 換地手法と地元負担

点在非農用地を編入するのは、例えば、農用地の整形化、農道水路の直線化の場合である。この工事は補償的代替の性格があり、非農用地所有者が負担をしなくても相当と考えられる。ただし、道路が舗装されるとか、幅員が広がるというように付加価値があれば、点在非農用地所有者が費用を負担するのが相当である。（公的負担については後述）。

異種目換地には次のような場合がある。

農振白地内農用地を非農用地区域に異種目換地する場合は、一般に市街地的な条件が良くなるので、一種の都市的な開発行為という性格があるから、異種目換地取得者が負担するのが相当である。非農用地区域内で引き続き農用地として利用する場合も、その選択が任意であるから費用を負担すべきである。

農振農用地区域内農用地を非農用地区域に異種目換地する場合は、都市的な開発行為という性格があるから、異種目換地取得者が工事費を負担すべきである。

創設換地はその取得者が換地清算金という形式で用地費を支払うので工事後であるから、その清算金の中に工事費は入っていると考えられる。工事費は事業参加者が負担することとなる。

ただし、計画時に創設換地取得予定者は定めることになっているから、工事を行なう際に清算金の一部を徴収し、工事費に当ててを考慮すべきである。創設換地取得者が土地所有者になるのは工事がすんでからの換地処分終了時である。点在非農用地所有者、異種目換地取得者は当初からの土地改良区の組合員であることは留意しておいていただきたい。なお、創設換地取得者が土地改良区の場合は清算金は支払わない。工事費は組合員、すなわち参加全員で支払うということになる。

(3) 非農用地区域工事の公的負担

点在非農用地の地区内編入は、農用地の集団化、農業構造改善に資するために実施するものであり、公的負担は当然である。

異種目換地、創設換地はライスセンター、畜産施設等の農業的土地利用、道路河川等の公共土地利用、宅地等の都市的土地利用にわかれる。農業的土地利用は点在非

農用地の場合と同様に土地改良法の目的に合致するものであるから、公的負担は当然である。公共的土地利用も公的負担は当然である。都市的土地利用については、都市計画区域には都市計画事業、土地区画整理事業等で面整備の公的負担がされている。しかし、農村において市街地的利用をする農振白地には公的負担による整備方法がないのである。公平という見地からも、土地改良事業の非農用地区域に公的負担があるのは相当だと考える。

なお、市街地の土地区画整理事業では保留地制度を認めていて、それで事業費を捻出する。民活ということを考慮すると、非農用地区域では法改正してそのような制度も考慮すべきである。ただし、農振白地であればその取得者は多くの制限があり、買手を探すのが難しいので、農地法、農振法、都市計画法の改正が保留地制度導入の前提となる。

(4) 事業体制

事業実施及び実施後の体制として権利者の参加する組織が必要である。関係権利者は事業地域内の土地所有者である。したがって、農家だけでなく非農家も加わった組織となるべきである。現在の土地改良法ではできない。法律を改正し、非農家も参加できるようにする。ただしその際は、非農家が役員になることの制限を考慮すべきである。

4. 集落用地整備の手法

集落用地（農振白地）として整備する手法について述べよう。この集落用地の中に宅地団地、暫定農用地がある。

(1) 宅地の位置規模

宅地団地（分家用地、公共施設用地、移転用地等）として整備する地区の位置、規模をまず決める。それは参加者がどこを宅地とするかという考えで決めるのである。ただし、現住宅地そばでない建築基準法による建築許可がおりにくいという問題がある。農用地区域でなく、農振白地であることは当然だが、住宅地から遠いと分家の宅地転用も認められない。市街化調整区域の開発

許可が5～20ha以上（府県により違う）という制限はある。この制限は農家の分家宅地には必ずしも適用されない。

農家が希望するのは各集落ごとの小団地で、しかも、できれば地価の安い農用地（居住区から離れた所が多い）である。しかし、前述したように、居住区から離れた所は宅地としては認められにくいのである。

新田地規模は農家の次三男女の数、公共施設に必要な用地で決まる。ただし、集落は生きており変化するので、その将来規模を決めるのは難しい。

新田地は一集落一か所が望ましいのであるが、大きな集落であれば、現住居の関係もあり、一集落2～3か所になるのもやむをえない。だれしも次三男女の住居は、できるだけ自家の近くに欲しいものである。

(2) 換地、交換分合

宅地数が小さいので、新宅地団地をとっても、その中に分家の住宅を建てられる資格をもつ農家の農用地が入ることは少ない。そこで、圃場整備を行う場合は換地、行わない時は交換分合により、新宅地団地に資格を持つ農家の農用地を集め、宅地、公共施設用地とする必要がある。あるいは、線引き変更して農用地区域と農振白地とをかえるという方法もある。福井県福井市六条和田地区では緑農住区事業で一般住宅用地で分家用地ではないが、農用地区域と市街化区域を線引き変更により交換している。

換地、交換分合の手法を使って集めるとはいえ、農家は原地に執着する。したがって、換地からみれば宅地取得者のできるだけ多い所に集落用地を設定するのが望ましい。いずれにしても、大幅な土地権利移動はさけられず、その際の課題は農用地区域と農振白地との交換比率である。農用地と宅地とでは地価が違いすぎるので等面積の交換は難しい。兵庫県神戸市岩岡町緑農住区で1対1.6、滋賀県守山町、三野県東員町緑農住区は1対1.5の交換比率である。いずれも地価からみれば違うが、農用地区域に入った人も、将来線引き変更により宅地化できて、地価上昇が期待されるという思わくがあり、また、すぐに宅地化を望まないで資産を保持しようという点もあるので、地価と違う交換比率でまとめるのであ

る。農地としても売れるという点がある。

換地がまとまらず、やむをえず、宅地取得有資格者ながら、集落用地（農振白地）に取得できない農家、逆に資格がなくても集落用地に残る農家もある。前者は次の機会を待つとしても、後者は設計方式に影響せざるをえない。すなわち、農振白地の整備は営農も考慮した設計方式となる。

集落用地が既設の市町村道に接するとか、幹線道路がなかにできることがある。主要道路そばは地価が高いことが多く、換地が難しくなる。原地換地をまず第一とし、それでも換地すべき用地が残った場合は、従前から集落用地内に土地を所有する人とする。

集落用地に農地を所有していても、すぐには宅地化を希望しない農家も多い。その人達の農用地は暫定農用地として整備する。その際、居住区との接点をどうするかが課題である。居住区のそばの農用地にはゴミが投棄されたり、住宅建築により農用地の日照が阻害されたりする恐れがある。逆にすぐに宅地化する土地も異種目換地により非農用地区域に新宅地団地を設定する。公園等の公共用地は創設換地により確保する。

(3) 区画

農家、非農家の宅地、暫定農用地により区画の大きさを変える。居住地が密集しているため新しい集落用地に住居を移転する農家もあり、分家用とは限るべきではない。移転農家の宅地は分家用より広くとる。ただし、分家用地を狭くするとはいえ、市街地に比べると広くとるべきである。現在の市街地は地価の高騰が反映し狭すぎる。

移転農家は10 a、分家、移転非農家は4 a、暫定農用地は50m×20mの10 aを基本とする。

10 a区画の暫定農用地は現在の機械化からみると小さい。しかし、狭い区画の方が原地換地しやすい。また、道路に接することを望むので、耕区だけでなく圃区も狭くする。10 aあれば、一応の機械化は可能である。

(4) 道路

道路配置に関しては交通安全が第一である。自転車、歩行者（特に小中学生）の交通が安全なように配慮す

る。それには通過交通がないように、既設の市町村道、農道との接続を留意する必要がある。地区外と結ぶ道をなくす訳にはいかないが、必要最少限にとどめるべきである。

集落用地の道路は歩行者、自転車、車が通る頻度が高い。将来、地価が高くなった時に道路拡張といっても難しい。したがって、幅員は5～6 mと広くとる。小学校そばであれば歩道を考慮する。交通安全施設も整備する。都市近郊での農地整備の事例をみると、幅広い道、密な配置の道路を農家はむしろ歓迎して受け入れる。道路配置は、暫定農用地は100m間隔、宅地は50m間隔とする。それと直交する道路も設ける。

(5) 用排水、側溝

宅地団地は排水を良くする必要がある。周辺に水田があれば、その影響を受けないように周囲に排水路を掘削したりする。逆に、水田の用水路へ家庭雑排水が流入しないようにも留意する必要がある。

従前地が水田であれば、降雨は湛水していた訳である。それを住居地にすれば、降雨はすぐに排水しなければならない。したがって、従来の水田用の排水路では水があふれ、その付近が湛水する恐れがある。そこで、水路の排水量がどの位かを計算し、排水路の新設改修を図る必要がある。地区内だけでなく、地区外の排水路の改修にも留意する。

家庭雑排水は直接に側溝、排水路へ流さないように各戸にためます、簡易浄化槽を設置、それを通して側溝へ排水するようにする。新宅地団地の排水路に留意する。

暫定農用地ではカン排水が課題である。畑は整備をする機会に畑地カンガイも考慮すべきである。施設園芸や土地集約的な作物にはカンガイは必要である。水田から転換した畑や施設園芸をする畑は専用の小排水路をつくる。排水の良い畑でも農道と農道との間に専用排水路をできればつくるべきである。排水路は住宅地化した際は道路に転換することも可能である。

基幹排水路は居住区の排水体系の一貫として考えるか独立させるかのいずれかにする。

水田の場合は、そのカンガイ用水が付近の住居の生活雑排水により汚濁される恐れがある。これに対しては管

水路とするのが有効である。なお、開水路の場合は、住居地となった時、道路側溝に転換できるという利点はある。

(6) 整備ずみの場合

圃場整備施行ずみの農用地を集落用地とする事例がある。その際は農道改修舗装と、水田の汎用田化を図るのが中心となる。標準区画が10aで整備してあった場合は農道間隔は100mであり、その中間に排水路がある。住居区域はその排水路を道路にする。30a区画で整備してあった場合は農道間隔が200mである。宅地団地では中間の排水路を道路（側溝付）に転用する。この場合、住民の要望があれば、道路と排水路の間にも道路を新設する。

従来の圃場整備では農道幅員は1.8m、3.6m、4m、4.5mとさまざまである。この拡幅を図り、5～6m程度に広げ、舗装を進める。

過去に整備したが小排水路が浅い所が多い。暫定農用

地は排水路を深くする。小用水路は管水路とし、水質障害の悪化を防ぐことも考慮する。

(7) 公園緑地

農村の居住区でも緑や子供の遊び場の要望がある。道路は車が占領しているので、子供に安全な場所を確保する。集落用地に、住民の協力により公園用地を確保する。ゲートボール、バレーボール等の運動広場の要望もある。

集落用地にある樹木、池はできるだけ残し、緑の多い宅地にするように心がけるようにすべきである。

参 考 文 献

- 1) 小出進他、圃場整備事業の非農用地区域の工事、58年農士学会関東支部講演要旨集(1983)
- 2) 小出進、集落周辺農用地整備、畑地農業317号(1985)
- 3) 日本システム開発研究所、土地利用秩序化工事調査報告書(1982)

21世紀に向けての農村づくり

——四全総策定作業から——

広瀬 峰生*

1. はじめに

全国総合開発計画は、国土の均衡ある発展・国土資源の有効利用等を図りつつ国民生活の充実と福祉の向上を目指して、国が各種計画の基本となる計画として策定するものである。過去3次にわたる全国総合開発計画が策定され、時代のガイド役としての役割を果たしてきた。

全国総合開発計画の性格を理解するための一助として、それぞれの計画の基本的方向を初めに紹介しておく(表-1)。

まず、昭和37年に閣議決定された全国総合開発計画である。高度経済成長が始まって間もない頃に策定されたこの計画では、高度成長に伴って表出した地域格差の是正を計画の主題として位置付けている。そしてそれを達成するための開発方式として「拠点開発構想」を採用した。すなわち、目標達成のため工業の分散をはかることが必要であり、地方開発都市を計画的に配置して、そこに工業を興せば連鎖反応的に周辺も含めた地域全体の発展が実現される、という考えである。

次の、新全国総合開発計画において、この拠点開発構想を更に充実させ、全国的なネットワークを整備し、この新ネットワークに関連せしめながら各地域の特性を生かした自主的、効率的な大規模開発プロジェクトを計画し、過密・過疎等の地域格差を解消しようとした。また、計画のフィールドを経済だけでなく国民生活全般に広げ、新しい広域生活圏を設定し、生活環境の国民的標準を確保することを盛り込んだ。

しかし、この新しい生活圏の整備については、経済基盤の整備と比べて立ち遅れが目立つこととなり、計画の

意図を十分に実現するに至らなかった。

そこで、第三次全国総合開発計画においては、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図るという「定住構想」が選択された。そして、地方における総合的環境整備を優先することをうたいあげていることから、これをきっかけに「地方の時代」なる言葉も生まれた。

このように、過去3次に及ぶ全国総合開発計画は、前計画の成果を反省を踏えつつ、継承的、持続的に基本的テーマである均衡のとれた国土の形式を追求し続けている。ある人は、全総・新全総はどちらかというとな性的で似かよっているので「太郎」、「次郎」、三全総は、それらに比べ女性的であるので「花子」である、と評した。しかし、三人とも同じ血を引く兄弟であり、よく似た兄弟なのである。

さて、三全総策定後の社会変化と、21世紀に向けての将来的展望を踏えた第四次全国総合開発計画を現在国土庁において策定している。予定では61年の秋にも決定が行われることになる。今までの作業経過を簡単に記す(表-2)。

全国総合開発計画は、国土を舞台に行われるあらゆる活動の意義付けを評価し直す場である。特に臨調・行革貿易マサツ等従来の農業・農村に対する政策の再点検が要請される社会状態で策定される四全総は、我々農林行政に係る者にとって今までになく重要な意味を持つと言えよう。いったい、農業・農村の意義付けを、どの様なところに見出していけばよいのであろうか。

* 上場農業水利事業所工事第一課長(前国土庁計画調整局専門調査官)(ひろせ みねお)

表一 1 全国総合開発計画の基本的方向の対比

	全国総合開発計画	新全国総合開発計画	第三次全国総合開発計画
1 策定期期	昭和37年10月5日閣議決定	昭和44年5月30日閣議決定	昭和52年11月4日閣議決定
2 計画期間及び目標年次	昭和35年～45年 昭和45年	昭和40年～60年 昭和60年	おおむね10か年 基準年次を50年とし、昭和75年を展望しつつ昭和60年ないし65年を目標年次として作業
3 背景	<ol style="list-style-type: none"> 1 低成長から高成長経済への移行 2 地域的課題の顕在化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 過大都市問題 (2) 地域間の所得格差の拡大 3 所得倍増計画の策定一太平洋ベルト地帯構想 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中と過密問題 3 地方における過疎問題の深刻化 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安定成長経済 2 人口の地方定着、産業の地方分散の兆し 3 地域の総合的格差 4 資源制約の顕在化 5 国民意識の変化
4 基本的目標	<p><地域間の均衡ある発展></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市の過大化の防止と地域格差の縮小 2 自然資源の有効利用 3 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分 	<p><豊かな環境の創造></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編効率化 4 安全、快適、文化的環境条件の整備保全 	<p><人間居住の総合的環境の整備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 限られた国土資源を前提とする。 2 地域特性、歴史的伝統的文化を尊重する。 3 人間と自然との調和をめざす。
5 開発方式及び主要計画課題	<p><拠点開発構想></p> <p>目標達成のため工業の分散をはかることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反応的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。</p> <p><主要計画課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過密地域においては、工場等の新增設の抑制、地域外への移転、都市機能配置の再編成をはかる。 2 整備地域においては、計画的に工業分散を誘導し、また、中規模地方開発都市を設定する。 3 開発地域においては、積極的に開発を促進する。 	<p><大規模プロジェクト構想></p> <p>新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより国土利用の偏在を是正し、過密、過疎、地域格差を解消する。</p> <p><主要計画課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通、通信ネットワークを先行的に整備する。 2 ネットワークに関連させながら大規模プロジェクトを実施する。 3 広域生活圏を設定し、生活環境の国民的標準を確保する。 	<p><定住構想></p> <p>大都市への人口産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。</p> <p><主要計画課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土の保全、開発、管理を進める。 2 住宅、食糧、エネルギーを確保する。 3 大都市、地方都市及び農山漁村における総合的環境を整備する。 4 教育、文化、医療施設の配置、ネットワークの整備など国土利用の均衡のための基盤整備をはかる。

注：国土庁十年史より。

表一 四全総策定の経過

年月	作業内容
昭.58.10	国土審議会 (第5回) (四全総策定を決定)
59.11	国土審議会計画部会 (長期展望作業中間報告)
59.12	} 地方公共団体・経済団体等との意見交換
60.5	
60.2	市区町村長・有識者アンケート
4	} 関係省庁からのヒアリング
5	
8	国土審議会計画部会 (新しい地域づくり事業)
11	国土審議会計画部会 (人口都市機能)
12	国土審議会計画部会 (森林と国土管理)
2	国土審議会計画部会 (交流のための基盤整備)
2	四全総地域会議の開催
3	国土審議会計画部会 (工業, 農水産業)

2. 国土政策における

農村の意義付けの変遷

明治以降の国土政策のなかで、農村がどの様に扱われてきたかを振り返ることは、農村の内深いところに潜む欲求を理解するうえで重要なことである。

明治政府が統一国家を形成するために行った重要な改革に、版籍奉還と地租改正がある。この2つは、農地をめぐる権利体系をそれまでの共同体的体系から個人契約的体系に移行させたことで、農村社会に大きな変化をもたらしたが、それ以上に、富国強兵の財源として農村を握るための施策でありその後の農村の貧困化を生むきっかけとなっていた。

明治政府の設定した地租は、地価の3% (後に2.5%に是正) を金納するという内容である。これを、年ごとの収穫に対する割合でみる旧幕時代とあまり変らない。しかも、入会地であった里山の多くが官有地とされたため、生産・生活のための資材である草や薪が自由に入手できなくなり、農民は難儀を強いられた訳である。しかし、農業以外に産業を持たない当時の日本経済において先進国並みの軍備を持たんとするには、このような農村に対する経済的しわよせは不可欠なものであった (地租は

国家財政の65~80%)。

その後、軽工業が振興するにつれ、農村は低賃金労働力を供給する役割を担った。「女工哀史」に象徴される農村の子女による出稼ぎ型低賃金労働が当時の産業を支える大きな柱であった。また、軽工業の振興は、農村で行われていた家内工業を衰退させた。一つのコインの両面ともいえるこの2つの現象が、農村の経済及び社会から生き活きとした力を失わせしめていった。

その間の、我が国の国土に対する投資は、鉄道や港湾に代表される。交通基盤の充実、何より軍事的な価値の高さから重要視された。もちろん、河川の治水工事や耕地改良等農業・農村のための投資もかなり行われた。庄内平野や蒲原平野の大水田地帯は、明治政府による基盤投資に支えられ形成されていった。しかし、こういった地域は同時に寄生地主の勢力の強い地域であったため、農業投資の果実の多くの部分は、寄生地主を通じて都市に流出していく構造となっていた。

明治時代から第二次世界大戦終了までの期間は、以上の様な状態が維持され、文字通り「農は国の基」という位置付けがなされていた。だがこれは、農村にとって決して有難い位置付けであった訳ではなく、逆につらい扱いを皮肉に美化した表現であった。そしてこれが、日本の農村問題の原点なのである。この農村のつらさが極限となったのが、大正末から昭和にかけての農村の窮乏である。世界的な不景気が、大量の失業者を生むとともに農産物価格を下落させた。そのため、不作の年は不作貧乏となるのは勿論、豊作の年は豊作貧乏となり、年がら年中農村は貧乏となった。このことが、青年将校を中心とする軍部を政治に介入させる原因の一つとなり、日本を世界大戦へと導びくきっかけとなったことは、よく言われることである。

戦争は農村の生活を大きく変えたと民俗学者の宮本常一は指摘している。国家の統制が生活の細部にまで及んだためである。何より白米を食する習慣が米の配給制により農村に定着した。また、旧来の権威に対する敬意が薄れ、それに代って国民学校の教師に代表される都市で教育を受けた知識人の思想が農村に影響を与えだした。徴兵されて都市生活を垣間みる機会が与えられたことも含め、戦争は農村生活全般を都市化させるのに大きな力

を持ったのである。そして、それは戦後の農地解放を初めとする農村の大変動の種子をまくこととなった。

農地解放の経済学的意味は東畑精一によると「所有の魔術は土をして黄金に変えしむる」ことにある。敗戦時の日本農業は江戸末期の水準にまで落ち込んでいた。何より労働力が不足し、肥料・機具等の生産資材も足らず耕作放棄現象が発生していた。このような農業生産の不振を再建するための有力手段として農地解放は実行された。もとよりこれは地主制度を封建的なものとみなすイデオロギー上の動機によって行われたことは勿論である。

当時はヤミ米・買い出しで都市が農村に頭を下げるといった恰好であったが、食糧管理法という歯止めが厳然としてあり、農村の立場はそれほど強いものではなかった。そのころの生産者米値上げの要求のスローガンは「国際価格並みの米価を」(!)というものであり、そもそもの価格水準の低さは相変わらずであった。政府は、食糧管理によって農産物価格を抑え、労賃水準の抑制を図り経済復興に全力を注いだ。農家や都市労働者もこれに協力したのは、労働運動の制限等の強制措置のためというよりも、戦争で敗けた悔しさを経済ではらすという国民感情が底流にあったためではなからうか。

いずれにせよ、戦争直後の日本において農村に与えられた役割は、できるだけ安い農産物をできるだけ多く供給するという、食料供給基地としての役割であった。食料不足に加え外貨不足という経済事情がそれを要請した。国家目標が「富国強兵」から「富国」に変わっても、農村は財を生み出す場であり、それを国に提供するという図式に基本的変化はなかった。

昭和37年に閣議決定された全国総合開発計画（以下全総）では、地域格差是正を課題としている。地域格差の根源に横たわるのは工業と農業の間の所得格差であった。そこで、農業基本法（昭和36年）に示された、農業の生産性を向上させ、農家が他産業の従事者と均衡のとれた生活を営むこと即ち自立経営農家の育成を図る一方、工業立地の遅れた地域に積極的に工場を分散させるという両面作戦を採用した。いわば農村は、開発のフロンティアという位置付けである。新全総（昭和44年閣議決定）においても基本的位置付けは変わらない。全総の目標を達

成するための具体的プロジェクトが提示されたことと、生活環境整備がもう一つの柱として取り上げられたことが全総とちがっている点である。全総・新全総を通じ従来の一方向的な収奪の対象でしかなかった農村観が転換されたといっは言い過ぎであろうか。より安い農産物という経済上の要求に変わりはないといえ、農村の福祉の向上も一方で図らなければならないことが大きく意識されたことは評価に値する。

三全総（昭和52年閣議決定）においては、石油危機・食料危機といった資源問題が世界的に注目されるようになったことを背景に、国土資源の保全管理の問題が脚光を浴びた。このことは、環境問題ともあいまって「スモールイズビューティフル」というムードを生み出し、方向としての自給社会を理想視させることとなった。日本経済の安定成長への移行はこの思潮の浸透にあずかった。

三全総でうたわれた定住構想は、人や物の移動をより少なくした自給的生活圏を奥深いところで意識させる。そのため、自然循環システムに依拠した生産活動である農業を、人間の永続のうえで基本的に重要なものと位置付けんとした。もし、この方向が徹底したとすればまさに一大転換となったであろう。しかし、政策の具体的手段としては、基本法農政的な生産性向上を第一義としたものしか用意されていなかったため、この思想が現実化することはなかった。四全総が三全総を継承して作られるものとすれば、生産性向上を目指す措置だけでなく、農業を日本の国土で永続的に続けていくための担保的措置の言及が必要となる。しかし、そのため具体的にどの程度の農業がどのような形で確保されねばならないかを計量化するのは難しく、従って具体的措置のイメージは明らかとなっていない。

農村の取扱いについても、三全総では食料や木材の供給以外の、国土の保全、管理された自然の維持培養といった機能に着目すべきことを指摘し、それ以前の国土政策上の位置付けよりも幅広いものとなっている。しかし、この面でも具体的施策としては、生活基盤における都市との格差の是正等が示されているにすぎず、真に農村らしさから発する独自の整備手法が明らかでない。

三全総では、農業、農村を国土の永続性を確保するた

めの重要な要素との位置付けを与えているが、農業・農村にとってそれは単なるお題目でしかなかったのではなからうか。しかも、計画期間後半からは財政赤字に対処するための行政の効率化が求められる様になり、投資効果がフローとなって表われにくい農業・農村への投資はいよいよ拡大が難しくなったのは、三全総の哲学にとって大いに不幸であった。勿論、農業基盤投資や農村生活環境への投資は相当に進みかなりの成果を上げたことは言うまでもない。

以上の明治以来の農村をめぐる歴史をごく概略的に総括するとすれば かつてのインドが大英帝国に対してそうであったように、農村は日本の近代化に対して絶えざるミルクを与え続ける乳牛であったと言えよう。宮本常一は、日本の農村には文化はない、と断じている。その原因は、農村住民が無知蒙昧であったというよりも、経済的に極限の状態であつた労働のみを課せられた不幸な歴史のゆえであろう。そして、それが日本人の意識に下河辺淳のいう「向都性向」を植えつけていったのではないだろうか。

3. 三全総以降の農村の動き

大分県の一村一品運動が開始されたのは昭和54年である。

三全総以降の農村において全国的に繰り広げられた

「活性化」への試みの意味とその成果を踏えることは、今後の農村を展望するうえで欠かせない。

農村にとって「活性化」とは何であろうか。第1にそれは、農村での産業おこしを内容として含む。第2には文化活動等労働以外の生活活動の活発化であり、第1、第2を通じ農村に住む人々が誇りと喜びを抱きつつ定住することを目標としたものである。

手法的には、第1の産業開発では農村の地域資源を活かした商品の開発や観光資源の開発が多く、従来の企業誘置型の産業開発とは全く異質のものといつてよい。また、都市との交流活動と呼ばれるものも多く見られる(表一3、4)。これは、都市との結び付きを強めることによって人・物・金・情報のやり取りを活発化し農村の活性化を図るもので、広い意味で言えば産業開発に入ろう。これについても、農村特有の文物を活かした交流が多く、従来の「向都性向」だけからは発想できないものといえよう。

第2の文化活動等では、祭りの復活や伝統芸能の保存に加え、高度成長期を通じ外部依存が強まった農村の家計を見直し、少しでも自給できるものは自給しようという婦人の活動も多くみられる。

さて、それら活性化対策の効果であるが、特に第2の分野については、計量的算定が難しく明確化できない。ともあれ近年の農村地域をめぐる諸統計を全体的にみると、人口減の市町村がわずかながら増加する傾向にある

表一3 市町村における交流等の事例

交流を伴うもの				交流につながる可能性のあるもの			
人間交流		産地直送, 観光農林漁業		イベント		朝市等	
ふるさとコミュニティづくり	198	観光農林漁業	195	観光まつり	262	畜産共進会	199
友好都市町村	151	生産物直売(ふるさと便など)	94	物産振興まつり	232	朝市・夕市	158
体験(農業学校など)	129	産業まつり	93	文化祭	141	農業まつり	103
文化活動(盆おどりなど)	128	会員制度(ふるさと村など)	89	スポーツ大会	107	青空市	69
環境改善(休養村など)	116	観光まつり	84	コンクール・コンテスト	72	産業祭	61
スポーツ	96	その他	184	農山物品評会	43	土曜市・日曜	44
学習(学校交流など)	86			その他	70	その他	82
その他	40						
計	944	計	739	計	927	計	716

注・国土庁がとりまとめた、農振地域指定3,039市町村に対する調査結果による。

・昭和60年12月16日国土審議会計画部会資料より。

表-4 都市と農村の交流パターン

タイプ名	既存の事例	新たな交流例	その内容	
レジャー型	ペンション・レジャーランド	広域農村リゾートゾーン	個性的自然休養村のネットワーク、観光農業、スポーツ等を内容とするレクリエーション基地	
教育型	山村留学・林間学校	山海子供塾	山・海を利用した子供の人格陶冶の場	
		交換留学制度	都市・農山漁村の相互教育交流	
祭り型	祭り・イベント・日曜市	常設農業博覧会	全国的、国際的な農業情報交換の場	
縁組み型	姉妹都市・特別町民制度	広域ふるさと会員カード	複数の市町村が連合して広域的ふるさとを形成	
		災害たすけあい連盟	災害時の救援物資、避難場の提供	
根おろし型	工芸村・芸術家村	アメニティ・ビレッジ	定住型田園居住地、週末型田園居住地	
		バイオテクノロジー研究団地	思索的、農業的環境のもとでのバイオテック研究	
便り型	ふるさと宅急便	ふるさとテレビ局	ふるさとのできごとを都市向けにテレビ放送する	
		都市・農村情報ネットワーク	都市・農村の双方向情報アクセス整備	

注：昭和60年12月16日国土審議会計画部会資料より。

表-5 人口増減率階級別市町村数（昭和40年～60年）

人口増減率階級	市町村数 1) 2)						市町村の割合(%) 1)					
	昭和40年	45年	50年	55年～60年		昭和40年	45年	50年	55年～60年			
	～45年	～50年	～55年	総数	市	町村	～45年	～50年	～55年	総数	市	町村
総数 3)	3 331	3 257	3 256	3 254	652	2 602	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人口増加	953	1 423	1 742	1 678	500	1 178	28.6	43.7	53.5	51.6	76.7	45.3
20.0%以上	232	255	151	56	9	47	7.0	7.8	4.6	1.7	1.4	1.8
10.0～19.9%	153	258	278	202	52	150	4.6	7.9	8.5	6.2	8.0	5.8
5.0～9.9	194	312	378	388	152	236	5.8	9.6	11.6	11.9	23.3	9.1
2.5～4.9	149	241	347	383	125	258	4.5	7.4	10.7	11.8	19.2	9.9
0.0～2.4	225	357	588	649	162	487	6.8	11.0	18.1	19.9	24.8	18.7
人口減少	2 376	1 831	1 512	1 573	152	1 421	71.3	56.2	46.4	48.3	23.3	54.6
0.0～2.4%	302	393	537	636	95	541	9.1	12.1	16.5	19.5	14.6	20.8
2.5～4.9	392	408	411	491	40	451	11.8	12.5	12.6	15.1	6.1	17.3
5.0～9.9	744	586	400	331	15	316	22.3	18.0	12.3	10.2	2.3	12.1
10.0～19.9	790	380	153	108	1	107	23.7	11.7	4.7	3.3	0.2	4.1
20.0%以上	148	64	11	7	1	6	4.4	2.0	0.3	0.2	0.2	0.2

注：1) 期末時の境域による。

2) 東京都特別区部は1市として計算した。

3) 人口増減数が0の市町村を含む。

出所：昭和60年国勢調査による。

表一 6 地方別にみた人口増減別市町村数及び市町村の人口増減率階級別割合 (昭和50年～60年)

地 方	市 町 村 数 1)2)			市 町 村 の 割 合 1)4) (%)																
	総数3)	人口 増加	人口 減少	総数 3)	人 口 増 加					人 口 減 少										
					総数	20% 以上	10.0~ 19.9%	5.0~ 9.9%	2.5~ 4.9%	0.0~ 2.4%	総数	0.0~ 2.4%	2.5~ 4.9%	5.0~ 9.9%	10.0~ 19.9%	20.0% 以上				
昭和50年 ～55年																				
全 国	3 256	1 742	1 512	100.0	53.5	4.6	8.5	11.6	10.7	18.1	46.4	16.5	12.6	12.3	4.7	0.3				
北 海 道	212	50	162	100.0	23.6	1.4	4.7	6.1	4.7	6.6	76.4	12.7	18.4	29.2	15.6	0.5				
東 北 北	406	199	207	100.0	49.0	1.5	2.5	9.4	9.9	25.9	51.0	23.4	14.3	10.8	2.5	-				
北 関 東	211	160	50	100.0	75.8	7.1	13.3	22.7	17.1	15.6	23.7	9.6	6.6	5.2	1.9	-				
南 関 東	251	202	49	100.0	80.5	17.9	22.7	17.9	9.6	12.4	19.5	11.6	4.8	2.8	0.4	-				
北陸・東山	409	203	206	100.0	49.6	2.0	4.2	10.8	12.7	20.0	50.4	20.3	11.2	11.5	6.6	0.7				
東 海 海	332	214	118	100.0	64.5	3.6	14.5	14.5	13.9	18.1	35.5	12.7	11.7	8.4	2.4	0.3				
東 近 畿	147	84	63	100.0	57.1	10.2	10.9	8.2	12.9	15.0	42.9	16.3	10.9	7.5	5.4	2.7				
西 近 畿	179	111	68	100.0	62.0	7.8	12.8	11.7	8.9	20.7	38.0	14.5	14.5	8.4	0.6	-				
中 国 国	319	129	190	100.0	40.4	2.2	5.3	8.2	7.8	16.9	59.6	18.5	18.2	19.7	3.1	-				
四 国 国	216	98	118	100.0	45.4	1.4	4.2	6.5	14.8	18.5	54.6	16.7	13.0	15.3	8.8	0.9				
九州・沖縄 (再掲)	574	292	281	100.0	50.9	4.0	7.5	12.0	8.2	19.2	49.0	16.6	13.1	13.8	5.6	-				
南関東・東海・ 西近畿 計	762	527	235	100.0	69.2	9.3	18.8	15.0	11.3	16.8	30.8	12.7	10.1	6.6	1.3	0.1				
昭和55年 ～60年																				
全 国	3 254	1 678	1 573	100.0	51.6	1.7	6.2	11.9	11.8	19.9	48.3	19.5	15.1	10.2	3.3	0.2				
北 海 道	212	41	171	100.0	19.3	1.9	1.9	3.8	4.7	7.1	80.7	12.7	22.6	34.0	10.4	0.9				
東 北 北	406	168	238	100.0	41.4	1.0	1.5	4.7	11.6	22.7	58.6	30.3	16.0	9.9	2.2	0.2				
北 関 東	211	155	56	100.0	73.5	2.8	9.5	20.9	19.9	20.4	26.5	12.8	7.1	4.3	2.4	-				
南 関 東	251	211	39	100.0	84.1	6.0	21.1	28.7	14.3	13.9	15.5	10.0	3.6	1.2	0.8	-				
北陸・東山	408	211	196	100.0	51.7	1.2	3.9	8.8	13.7	24.0	48.0	21.6	15.9	6.6	3.9	-				
東 海 海	332	222	110	100.0	66.9	2.4	5.1	20.8	15.7	22.9	33.1	13.9	9.3	7.5	1.8	0.6				
東 近 畿	147	86	61	100.0	58.5	2.0	12.9	14.3	8.2	21.1	41.5	12.2	13.6	9.5	6.1	-				
西 近 畿	179	113	65	100.0	63.1	2.2	11.2	12.3	11.7	25.7	36.3	20.1	13.4	2.8	-	-				
中 国 国	318	123	195	100.0	38.7	0.6	3.5	6.8	8.5	19.5	61.3	24.2	22.0	12.8	2.5	-				
四 国 国	216	83	133	100.0	38.4	-	0.9	7.4	9.7	20.4	61.6	19.9	17.1	16.7	7.4	0.5				
九州・沖縄 (再掲)	574	265	309	100.0	46.2	0.9	5.9	10.5	10.3	18.6	53.8	22.0	18.6	10.5	2.6	0.2				
南関東・東海・ 西近畿 計	762	546	214	100.0	71.7	3.5	11.8	21.4	14.3	20.6	28.5	14.0	8.4	4.3	1.0	0.3				

注：1) 期末時の境域による。
 2) 東京都特別区部は1市として計算した。
 3) 人口増減数が0の市町村を含む。
 4) 「-」は、該当数字のないものを示す。
 出所：昭和60年国勢調査による。

ことなどから(表一 5, 6, 7)活性化への取組みが人口の定住に結びつくまでに至っているとは言えない。

日本の経済はソフト化・サービス化が進行していると言われる。農村部における従来の産業政策は、一次産業はもとより、農村工業導入等による二次産業が中心であった。ソフト化・サービス化の中心である情報産業・教育文化産業あるいは、一次、二次産業の内でも今後重要

性の増す管理部門、研究部門といったソフト的分野は、人口集積メリット、情報交換の濃密さ等を求めて都市部に多く存在する。従って、大枠としては、日本経済を引っ張るのは都市であって農村は自然・うるおい等の提供に重点が置かれるという図式が出てくる。

このような潮流のもとでの農村の活性化を求めての「村おこし」ブームを、どう解釈すればよいのであろうか。

表一 農村地域(非DID地区)の就業動向(全国)

(単位：%)

	50~55年の増減率		農村のシェア		農村の産業別シェア	
	総計	農村	50年	55年	50年	55年
総 数	5.0	▲ 1.0	44.5	41.9	100.0	100.0
第1次産業	▲16.9	▲18.1	93.7	92.3	29.2	24.1
うち農 業	▲18.1	▲19.3	95.2	93.9	27.0	22.0
林 業	▲ 7.5	▲ 8.5	85.8	84.8	0.6	0.6
漁 業	▲ 3.0	▲ 1.9	75.8	76.6	1.5	1.5
第2次産業	3.5	3.9	42.0	42.2	32.2	33.8
うち建 設 業	13.8	13.6	45.6	45.5	9.1	10.5
製 造 業	0.0	0.4	40.6	40.7	22.7	23.1
第3次産業	12.3	8.2	33.0	31.8	38.4	42.0
うち卸売・小売業	12.0	10.3	28.6	28.2	13.8	15.4
運輸・通信業	4.1	▲ 1.2	37.7	35.8	5.4	5.4
サービス業	17.7	13.4	36.5	34.9	13.5	15.3

注：農村整備問題懇談会資料より。

推論であるが、一つには都市密度の偏りがその要因として指摘できよう。どうも「村おこし」が盛んなのは、北日本・南日本等の東京から見ての遠隔地域であるということが相対的に言えるのではないか。地図を広げれば明らかのように、そのような地域は、都市らしい都市が少ない。そこで、このままでは地域全体が日本経済の流れから取り残される、との不安があり、それが「村おこし」へと駆り立てているのではないだろうか。

更に、より根源的な精神構造を分析すれば、前述の明治以来の国家と農村との一方的関係に対する反発にまで行きつくと言えまいか。

玉野井芳郎、増田四郎らの提唱する「地域主義」の発想は、地域と国家を対立させるという点でこの反発論に近いが巨大化し過ぎた工業型社会システムの不安定性に対する反省に立ち、新たな社会システムの単位として「国家」の代り「地域」が有効であるとする論で、過去の怨念からのものではない。しかし、「村おこし」の一つのパターンである。「独立国」運動に着目すると、国家对農村の歴史的関係に基づく、農村の国家への反抗という見方もできるのではないか。井上ひさしの「吉里吉

里国」も日本国に対するうらみによって独立を踏み切った。勿論、現実に全国各地で行われている「〇〇国」は、観光地への客寄せや、特産物の販売促進等のごく卑近な効果を狙ったものがほとんどである。従って、この見方はやや大時代的な一つの極論であることにはちがいないが、「村おこし」へと農村を駆り立てるエネルギーを説明する一側面として着目しうるのではないか。

ついでながら言っておくと玉野井芳郎・増田四郎らの唱える地域主義は、ヨーロッパにおいて様々な形で行われている地方分権化の動き、あるいは、フランスの社会学者アラン・トレルによる「社会運動」を参考にしたものである。特に後者は、19世紀以降急激に強大となった国家と、それと密接な関係を持ちつつ巨大化していった大企業が頂点となった社会システムでは制御が難しいと思われる「核兵器・平和問題」、「環境問題」、「南北問題」等人類が現在直面し、その将来に大きな影響を及ぼすであろう問題の解決を最終的な狙いとするスケールの大きな発想である。

いささか飛躍を許していただけるとすれば、我が国の農村において繰り広げられている「村おこし」運動も、単に一農村を良くしたいという発想を脱けだし、人類社会のあるべき姿を追求するのであるという位の気概があると面白いのではないか。「村おこし」の国際的集りがあっても少しもおかしくはない。むしろ人類の将来のために是非やるべきではないだろうか。

4. 四全総策定作業における国土構造論

四全総は、前述のように61年秋の完成を目指して取りまとめの作業を行っている。これまでの作業のなかから出てきた国土構造論を紹介し、そこで問題となっている「地域」の捉え方について、農村側からどのような提言をすべきかという議論の糸口としたい。

国土庁計画・調整局は、三全総フォローアップ作業（昭和56～58年）以来、「東京一極構造」についての問題提起を行っている。つまり、国際・情報・金融等の高次機能と呼ばれるものが東京圏に巨大な集積を示し、かつ集積の増大が続いていることが、①東京圏以外の地域の自立と活性化を阻害するおそれがあること、②東京圏

においても、都市構造のひずみ、住環境の不備等の過密の弊害、都心部の地価上昇といった問題が生じていること、⑨東京圏における大規模地震等の災害の発生が全国土の機能障害を引き起こしかねないこと等の問題をはらんでいるという指摘である。

この様な東京一極構造のゆがみを是正するための新たな国土構造として、「多極分散型国土」を目標として掲げることが提起されている。「多極分散型国土」とは、産業・教育・医療・文化等様々な領域ごとに異なる多数の圏域が重層的に国土をおおい、それぞれの領域ごとに、大都市から定住圏の中心都市に致る都市を結節点として全国的なネットワークが形成される、という国土構造である。

「多極分散型国土」を構築する手段として「交流ネットワーク」が提案されている。「交流ネットワーク」は、①ネットワークのノードとしての地域の力の強化、②ネットワークのリンクとしての交通・情報・通信体系の整備を行うことを総体した言葉である。

さて、この様に、四全総の作業においては、前述の「活力は都市が引っ張る」の思想が、日本経済の大枠だけでなく、「地域」へも拡張された恰好で全面に出ている。この場合の「地域」は、ある都市がその中核にあり、それと密接なつながりを持つ周辺部をまとめた範囲を指す語である。解りやすくするためにいささか乱暴な言い方をすれば、四全総の計画の対象は都市と農村を引くくめた地域が最小の単位で、地域内における都市と農村の人口・資源分配等の調整は、それぞれの地域で独自にやっつけばよいということである。

しかし、現実の行政においては、「地域の自主性」は地域を都道府県・市町村という単位で見た場合に不十分ながら発現される程度で、最も問題となるであろう定住圏単位での地域の自主性など見当たらない。都道府県・市町村で見て、その行政のかなりの部分を国からの補助金等で行っている現状にある。

そこで心配となるのは、都道府県・市町村の行政努力にもかかわらず、たとえある地域全体が成長を遂げたとしてもその内部ではその成果の配分にひどいアンバランスが生ずるおそれがあることである。あたかも、日本を一つの地域とした場合の国家と農村全般の歴史的図式の

ように。

ハンス・ケルゼンの言い方によれば、民主主義の本質と価値は自由原理にあり平等原理にはない、完全な平等の実現のためには、強力な独裁者の存在が必要となるからである。従って地域内におけるアンバランスが生ずること自体は常に悪とは必ずしも言いきれない。しかし、おそれるべきは、地域に住む人々がそのアンバランスをいけないことと思いつつも、それを再調整するシステムがないため手をこまねかざるを得ないことである。つまり、市町村のすみずみにまで現実大きな影響力を持つ国が、開発の計画としてはごくあらい単位のものしか持ち得ない場合、誰が地域内調整を有効に行えるのであろうか。

こうしてみると、もしこのままの四全総の方向で考える限り、国から地方への大幅な権限移譲が必要となるのではないだろうか。それなくしては、地域内アンバランスに対する不満のやり場がない。

具体的には、都道府県の力を強めることが現実的だが、市町村の連合体である定住圏連合や、都道府県がまとまった地方政府の樹立も究極的には一考に値するのではないだろうか。

このあたりは、地方に暮す人々の率直な意見が国土庁にも寄せられるべき問題であろう。

もう一つ、「多極分散型国土」をめぐる詰めなければならない点は、地方都市の実力である。

現在の地方都市は、自己内での経済循環で立つ足と東京から周辺農村への中継点としての機能で立つ足との2本足により存在しているといえるのではないだろうか。この2本足構造が、自己内経済循環1本足になるには相当の時間と金を要するはずである。当分の間は、地方都市にとって周辺農村はなくてはならない存在なのではないだろうか。地方都市は、東京と農村の2つ支点到にゴムヒモを結びつけ両方の引力を支えに独自の位置を保っている。もし農村の支点がなくなれば、地方都市は東京に吸引をされてしまうのではないか。

5. 新たな都市・農村論への期待

多極分散型国土論の最小単位が「地域」のレベルにと

どまり、それ以下において行かない原因の一つに、都市と農村の関係を国政レベルでどう扱えるかに答が見出せないことがある。

三全総においては、多分に自給的な資源リサイクルの単位として定住圏を構想したいという空気があったように見える。その場合の農村と都市の関係は、水を代表とする資源の供給消費の関係となる。

しかし、その後の産業構造や生活様式の省資源化等の変化は、地域内リサイクルを求める声を弱める方向にあるといえないだろうか。極論すれば、資源問題でみるかぎり、都市は農村を必要としないということになるまいか。

また、工業団地や高速道路のインターチェンジ・空港などは、農村部で新たに建設されている。農村部もそれらを歓迎しているかに見え、農村は従来のイメージに沿って言うなら「都市化」を望んでいる。

しかし、根源的に考えれば人間存在にとって農村的存在は不可欠なのではないか。

私見ながら、農村の特徴を3点掲げたい。

- ①人間のつながりが情緒的であり、そのつながりに目的意識が希薄。
- ②自治組織と支配組織に区別がないことをはじめ諸目的に対し同一組織が対応し、選択の余地がない。
- ③地域特性が大きい。

これらは、近代合理主義的価値感からみれば措置に困る社会の特徴であろう。だが、そもそも人間は、何らかの目的の達成のために生まれてきた存在であろうか。鳥や獣にうらやましさを感ずる時は誰にもあるはずである。ただ生きるために生きる。それを何らかの目的体系にあてはめんとしたのが、都市・国家型思想であり、農村は、鳥や獣と都市・国家の間になつてこのように汪洋とした社会を築いてきた、といつては常識を疑われるであろうか。

そこまで根源的（ラジカル）に言わずとも、宮沢美智雄のいう、人間生活には、都市型アメニティと農村型アメニティ2のつが不可欠という指摘を示せば、それで十分なのであろうか。

このあたりの議論も、地方に住まう人々の生活実感と深い洞察に基づくアドバイスが是非とも必要なところで

ある。

6. 結 び

最後に、機会を得てフランスの農村を垣間見ることができた時に感じた、土地柄の魅力のことを述べたい。

リヨンの近郊の丘陵地帯はブドウ畑が延々と続く、日本で言えば勝沼をだだっ広くしたような地帯である。そのあたりは、ワイン街道と呼ばれ、小さな集落ごとに独特のワインが作られ、観光客はきき酒をしながらドライブを楽しめる。集落の規模は、役場、農協の支店、教会小学校が集っており、日本の感じからすれば、町村の中心部ということになる。感心したのは、どれも相当に古い建物ばかりであることである。地震や台風の多い日本では無理と言われそうだが、古い建物を大事に使っている。この生活態度は、建物に限らず、ワインの味やフランス料理のなかにも活かしている。勿論、そういった町でも青少年はオートバイを乗り回すなど新しい生活様式はかなり浸透している。だが、確固とした基本が存在している。それは、父から子、母から娘へと伝わる生活上のセンスである。何が趣味のよいもので、何が悪趣味のものか、いってみれば「生活の美意識」がかたちを伴って伝わっている。ワインのきき酒でカウンターに立っているおじさんも、シックなセーターを粋に着こなしていた。ゴルフを焼くおばさんも、カーディガンを肩に掛けしやれた恰好であった。

明治以来の我が国は、大きな変化を経験し続けた。それは、国の独立を保つうえではやむを得ざることであり、それ自体反省すべきことではない。しかし、今後、安定・成熟の時代が予測されるのであれば、それは子孫に伝うべき生活文化を洗練させるべき時代である。

一般にいわれる「活性化」とは、より大きな変化を求める動きである。しかし、その意味での活性化よりも、経済指標的には不活性とされても、落ち着いた生活文化の醸成をもっと真剣に考えていくことこそ、我が国の永続性に最も係りの深い、つまり「常民」のなお存在すると思われる農村の使命ではないだろうか。

農村の環境整備と土地改良

今井敏行*

1. はじめに

農業土木という技術分野は、農村地域の空間構造に対する理解を基礎に、直接的には農業生産基盤と生活環境の整備にかかわっている。この生産基盤あるいは生活環境は、孤立分断して存在するのではなく、地域空間の全体と切りはなしがたく結びついている。したがって、地域全体の構成のなかで益々増大しつつある非農業的な土地利用や施設との間に適切な調和を保ちつつ、農業生産の場と生活の場を整備してゆかなければならない。

現在の農村は、都市化の著しい圧力のもとに宅地開発等におびやかされている地域や、過疎化高齢化によって農業生産の維持がしだいに困難になっている地域が広く出現してきている反面、農業生産をめぐる産地間の競争は益々激しくなっており、より高い生産性を求めて基盤整備が強く要請されている。

一方、農村に居住する人々からは、これまでの生産と生活の利便性や安全性等の追求に加えて、生活の質的な豊かさを求める動きが急速に高まっている。

農村整備の観点からは、農村の特性を生かし、都市が失った自然との接触をはじめとする快適な環境を、高い生産性を発揮する農業生産と調和する形で創出してゆかなければならない。そのためには、土地利用計画をはじめとする総合的な制度、対策が必要であるが、具体的には農村整備および土地改良事業に創意工夫を加えることにより、快適な農村環境創出に大きく寄与することが求められている。したがって、これらの実現手段を基礎に、新たな状況に対応する農村計画の方向づけを行うことが必要である。

なお、国土や都市・農村のすぐれた骨格を形成することができるのは、国の経済力が最高度に到達した時期に限られていることは、歴史の教えてくれるところであり、最近の論潮では残された期間は約15年にすぎないという¹⁾。後世に残る優れた農村をこの限られた期間に形成してゆくことは我々の責務である。

この報告では、土地改良によるすぐれた農村環境の創出の方向について若干の事例を参考に論じてゆくこととする。

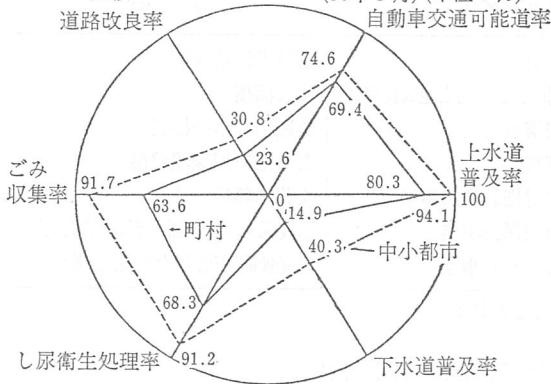
2. 農村環境整備の方向

農村整備の中心的な事業である農村総合整備モデル事業は、発足以来10年余を経過し、多くの市町村を対象として成果をあげてきたが、新規採択は本年度で一応の結末をつけ、62年度からはあらたな理念のもとに新期事業として再発足する時期に来ている。発足の当初は、都市に比べ極度に低い水準にあった生活環境基盤や施設も、下水道等を除くと格差はかなり縮小してきている(図-1参照)。これまでの、遅れをとりもどす全国画一的な環境整備から、今後は地域の特性に応じた個性的な環境を求めるトータルな整備が打ち出されなければならない。ここでいう環境の内容水準は明らかに異なっており、これまでより水準の高いものが目ざされることとなる。

そこで、環境概念の整理を行っておく。宇都宮深志は環境を次のように定義している²⁾。「環境はわれわれを取り囲む水、大気、土壌のみならず、すべての生物を含むトータルな状況を意味し、われわれを取り囲む物すべてが、われわれのトータルな環境である」。こうして、環

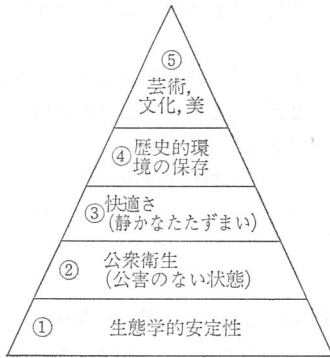
* 農業土木試験場農地整備部地域計画研究室長(いまい としゆき)

図一 農村地域(町村)と中小都市の生活環境整備水準の比較
(56年3月)(単位:%)



(資料) 自治省「公共施設状況調」

図二 環境質のピラミッド概念



境を自然的環境(生物的自然環境, 非生物的自然環境)と人工的環境の二つのカテゴリーに大別する。人間が人為的に手を加えた人工的な環境として, ①公園, ②歴史的文化的財, ③文化・教育施設, ④スポーツ・レクリエーション施設, ⑤工場など産業施設, ⑥交通施設, ⑦住居, ⑧農作物, ⑨その他などが含まれるとしている。さらに, 環境とは何かを問うことは, 人間も, われわれを取り囲む環境のなかで生存する生物であることを再確認し, われわれにとって最適環境とは何かを問い直していただくことであると述べている。

次に人間にとって望ましい環境とは人によって違って感じられ, 非常に抽象的で主観的観念が含まれていて, 多面的重層的概念としてとらえねばならないとして, これを環境質のピラミッド概念と呼び, 図一2のように表示する。従来の環境行政は, 公害対策および自然環境の保全にとどまっており, 図の①②の段階であった。これ

からは快適環境の創造を目ざして, ③以上の環境質を追求することが必要であると述べている。

以上の整理は, 我々の農村環境整備にとっても重要な指針を与えてくれる。農村に居住することの意味を問う段階に来ている現状では, 都市とは異なった快適環境の意義を見出し, 農業生産と調和した形で, それを創出してゆく必要がある。農村におけるアメニティの追求も上記環境質の③と対応させて, 利便性, 安全性等の一応の充足の上実現させる目標として明確にしてゆくことが必要である。

このように, 目標となる快適な環境は, 高次で選択的な性格をもち地域の特性や住民の意識に大きく影響を受ける。すなわち, 住民の環境に対する快適さの感覚は, 地域の共通の財産である自然環境や, 歴史的・文化的環境そのものによって育まれるといわれている³⁾。

奥野健男は, 作家の幼年期および青年期の自己形成空間として深層意識の中に固着し, しかも血縁・地縁の重い人間関係もわかちがたくからみあった, 彼らの文学を無意識のうちに規定している時空間, それを象徴するイメージを「原風景」と定義している⁴⁾。「原風景」はその作家にとって文学の母胎であり母なる大地である。彼の文学を深層意識の根底から支えているものであり…」, 「そこから彼のイメージが, 彼の現実に対する姿勢が決まる。彼の文学はここから生まれるのだ」という。

これは作家のみに留まらず, 我々すべての人間にとって同様であり, 生活環境をイメージするとき, 我々の幼児期あるいは青年期に遭遇した風景こそ, 深層意識から我々を規定しているに違いない。大きな変化をとげている農業・農村をどのような方向に向けて整備してゆくとしても, 我々の内に固着している伝統の中に育まれてきた日本的な文化の本質的な部分を継承し発展させる風景として具体化してゆくことが必要であろう。

3. 土地改良による環境整備

農村地域に対する環境整備とりわけ景観面での規制をとり入れた画期的な取り組みとしては, 昭和44年宮崎県が全国にさきがけて制定した「沿道修景美化条例」がある^{注1)}。宮崎県ではこの条例をうけて広域農道事業に修

表一 1 . 土地改良関連環境保全整備県単事業の例*

発足年度	県名・所管課	県単事業名	内 容
S.54	宮崎県耕地課	広域農道管理事業	農道沿修景植樹
S.54	滋賀県耕地指導課	憩いの村づくり事業(小規模土地改良事業)	修景植樹
S.58	富山県圃場整備課	花と緑の農道整備事業	農道沿花木の植樹
S.58	大阪府耕地課	ため池環境整備事業	ため池周辺環境整備
S.59	富山県耕地課	やすらぎある農村施設整備事業	文化的環境づくり
S.60	滋賀県耕地指導課耕地建設課	土地改良関連環境保全事業	水質保全および景観形成(景観条例)
S.61	群馬県耕地建設課	21世紀への故郷づくり事業	田園景観回復, 親水施設, 公園整備

*筆者の知り得た範囲で列举した。他にもありうるものと思われる。

表一 2 土地改良関連環境整備調査報告書等の例*

年 度	調 査 等 名 称	報告書	調査等実施機関
56~57	土地改良事業と一体的に実施する農村環境整備事業の手法検討調査(広域農山村開発調査)	2冊	日本農業土木総合研究所
57~59	土地改良施設等関連農村環境整備計画手法検討調査	3冊	全国土地改良事業団体連合会
58~60	土地改良と環境保全(課題別研究会)	2冊	農業土木試験場地域計画研究室
59~60	農村環境基盤の多面的整備手法調査(農村総合整備調査)	2冊 (要旨3冊)	農村開発企画委員会

*筆者が知り得た調査であり、その他類似の調査もありうるものと思われる。

景工事をとり入れたことで有名である。

各県においても土地改良と併行して環境整備を行う県単事業を設けている事例が増大している(表一1参照)。これに対して、国でも取り組みを進め昭和56年度より土地改良事業予定地区に対して、その事業で造成される土地改良施設等を生環境施設として活用できる場合に、これらを一体的な事業計画として策定するところの「土地改良施設等関連農村環境整備計画調査」が発足している。この調査にもとづいて事業に入っているものとしては富山県の常西用水が有名であり、富山県がは表一1に示したような県単事業を設けてこれの実現をはかっている。

国の事業としては以上の調査補助に留まっており、環境整備を直接対象とする事業制度の実現には至っていない。しかし、表一2に示すように種々の側面から調査研究が実施されており、これらの成果を踏えた事業実施のルール化が現地から強く望まれているのが現状である。

そのため、すでに多くの整備事例が見られ、それらは

土地改良事業のほとんどの工種にわたっている⁵⁾。環境整備の側面は土地改良事業とは別途の上のせ事業で実施されていることはすでに報告した⁶⁾。

また、特筆すべきことは、滋賀県において「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が昭和59年7月に制定され、昭和60年7月より施行されているが、これにあわせて表一1に示した土地改良関連事業が実施されていることである。風景という地域の全体関連との調和を意味する側面から、すぐれた環境をつくらうとする意図は非常に積極的な側面をもっており、重視しなければならない。

これまで触れられてきた多くの整備事例の中から、特に農村の新たな環境整備の課題と密接な関連をもつ水路の整備およびため池の整備の場合をとりあげて述べることにする。他の工種も、快適な農村環境の創出と密接に関連しているが、特に農村の景観を統一あるものに秩序化してゆく意味で、重要な問題を提起している事例を踏えて、水路整備およびため池整備について言及するこ

表-3 見沼三原則

当初	現行
<p>見沼田圃農地転用方針（三原則） （昭和四〇、三、五 第五回県政審議会で決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 八丁堤以北県道浦和岩槻線、締切りまでの間は将来の開発計画にそなえて現在のまま原則として緑地として維持するものとする。 2 県道浦和岩槻線以北は適正な計画と認められるものについては開発を認めるものとする。 3 以上の方針によるも芝川改修計画に支障があると認められる場合は農地の転用を認めないものとする。 	<p>見沼田圃の取扱いについて（三原則補足） （昭四四、一、五 県政審議会決定）</p> <p>都市計画法に基づく区域分の設定に関連して見沼田圃の取扱いを次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全域を市街化調整区域とする。 2 八丁堤以北、県道浦和岩槻線及び締切りまでの間は、行政指導及び土地の買取りにより緑地を保全する。 3 県道浦和岩槻線以北は、可能な限り緑地を保全する方針で、都市計画法及び農地法により規制をする。

とにする。

(1) 水路整備と環境一埼玉県見沼代用水を例として一東京に隣接して都市化の著しい埼玉県では、環境を守るため、緑の保全に取り組んできた。ところが、最近再び都市化の圧力が高まり、これに対して見沼田圃およびその縁辺の傾斜変換点を通過する見沼代用水路、斜面林が一体となってかもし出す景観を守ろうとする運動が活発になってきた。その中で見沼代用水について環境整備を考慮した水路敷の修景緑化と護岸工の玉石積、ホタルブロック化あるいはせせらぎの再現などの努力を行ってきた⁷⁾が、残された未改修部分について上述の景観を残すべく水路の原形保全について強い要請が出されるようになった。

これは機能的な整備を実施する土地改良事業としては、先の環境整備以上に困難な問題となっており、県や土地改良区・市町村ともども検討に入っている。これらについて簡単に紹介すると共に、土地改良事業の側面からは、環境整備、環境保全をとり込んだ総合整備事業とすることが合理的な方策ではないかと考えることを述べる。

i) 見沼田圃の概要

見沼田圃は、埼玉県南地域にある芝川に沿った谷津田

である。昭和33年の狩野川台風により全域にわたる湛水とともに下流の川口市市街地の大半が浸水して、芝川に対する遊水地域としての価値が認められ、昭和40年にこの遊水機能を保持するため、見沼田圃の宅地化は認めないとするいわゆる見沼三原則（農地転用方針）が制定された地域である(表-3)。この見沼田圃はその後人口過密な県南地域における広大な緑地空間として、その存在は単に農業生産の場としてのみならず治水を始めとする防災のうえからも、また身近なすぐれた自然環境を残す場としても位置づけられ守られてきた。

この田圃の周辺には斜面林等が存在し、良好な景観を形成している。さらに農地と台地の境界線に沿って、見沼代用水が流れている(図-3参照)。これら見沼代用水、田圃、斜面林によって構成された見沼田圃のもつ風景は埼玉県の典型的なふるさと景観の一つであるといわれている(図-4参照)。

見沼田圃は、都市化の著しい県南中央部の浦和、大宮川口の3市にわたり、連担市街地に隣接するいわゆるグリーンベルトとなっている。

ii) 見沼田圃保全の方向

上述したように見沼田圃は、芝川の溢水を契機に制定された見沼三原則により、芝川の遊水地域であるという明確な位置づけのもとに、地元住民の理解と協力を得て

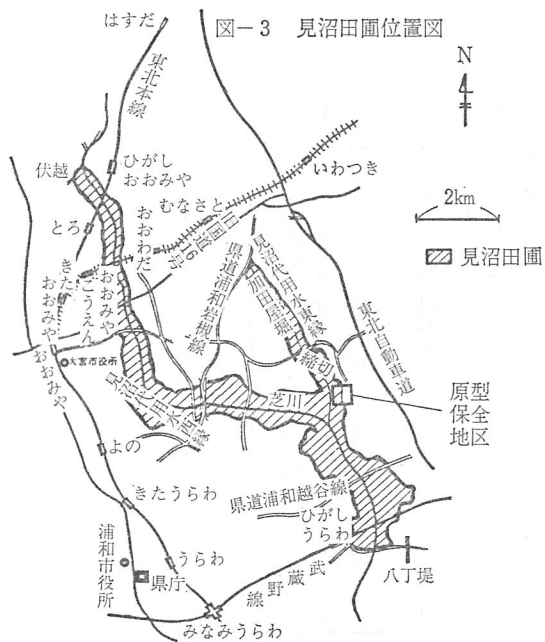


図-3 見沼田圃位置図

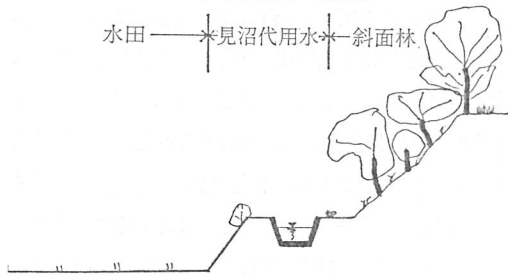


図-4 見沼代用水の位置

開発規制を行い、遊水機能の確保を目的とする保全を図ってきた。しかし、今後は見沼田圃のもつ環境財としての総合的な価値を明らかにし、これらを積極的に活かす保全方策を展開する必要があり、昭和58年度より見沼田圃保全検討委員会を設けて検討を進めている⁸⁾。

同委員会の検討結果より保全方向を見ると、まず見沼田圃保全を図る視点の転換と保全の方向に基づいて、保全の必要性を、6項目に整理している。それには、治水、防災以外に農的環境・自然環境・ふるさと景観等の保全ならびに地域づくり等の観点が入っている。

保全方策の基本的方向としては、全体的な位置づけにそって保全方策を統一的に推進することとし、次のような事項を列挙している。

- ⑦ 総合的推進
- ⑧ 県民参加による推進
- ⑨ 新たな都市近郊農業の展開

- ⑩ ふるさと景観のシンボルとして保全
- ⑪ 緑地空間の創出
- ⑫ 歴史的環境の保全活用
- ⑬ 防災機能充実

保全方策の体系として、上述した基本的方向に沿って53にのぼる個別方策を体系づけている。その内容の多くは構想レベルとはいえ、今後の展開の中で、より具体的なものとなるよう検討が進められている。

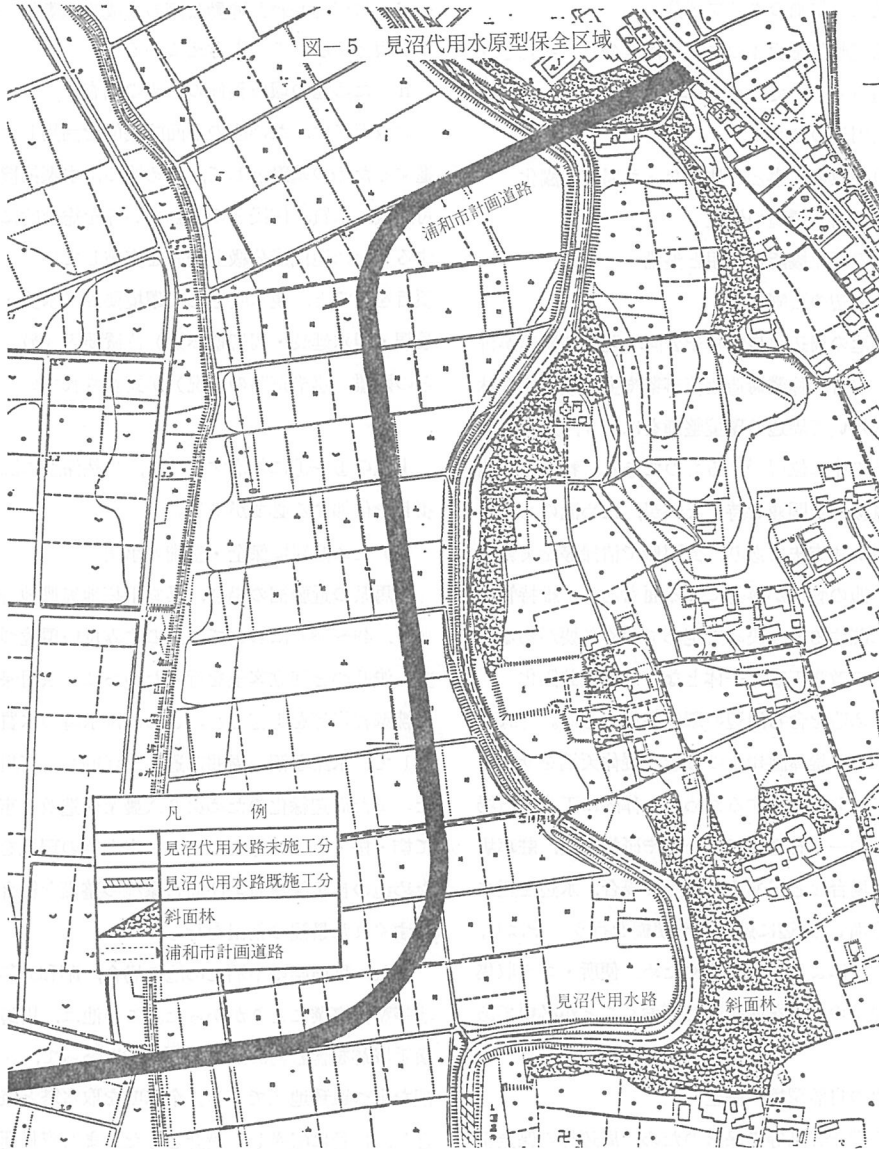
iii) 見沼代用水の原形保全

見沼代用水路原形保全の検討とは、見沼代用水の東縁の景観が特に優れた箇所について、見沼代用水路の歴史及び文化的価値をふまえた景観保全方策を検討するため、国昌寺上流約1.1kmの区間について用水路の原形を極力保全する形での工法及び修景の検討を行うものである。耕地課を中心に県庁関係各課、土地改良区、関係市町村担当者が検討に入っている。この検討と併行して、環境保全団体も活発な運動を行っており、昭和60年12月の埼玉新聞によると次のような紹介が行われていた。

すなわち、見沼田圃を守る署名推進連絡会は、昭和60年12月に4万名あまりの署名を添えて県知事に見沼田圃の保全を要請した。その中で、①農地、斜面林、用水、河川などの見沼田圃を特色づける環境・景観の有機的一体性を損わないこと、②都市の中の緑の空間としての自然度を現況より低めないこと、③見沼代用水の未改修部分を原形保全することの3点が要請された。これに対し、県知事は、①田んぼ保全のため農業振興を第1と考えている。②斜面林など自然景観は「緑を守る条例」を活用して保全したい、③国昌寺付近の見沼代用水は原形保全する、などの説明をした。とくに現在募金を進めている「さいたま緑のトラスト基金」で斜面林を買い取りたい意向も示した。なお、上記3点の要請のうち②については、都市計画道路の市道(浦和市)が最も自然が残されている国昌寺付近の通過を予定しているため、この計画の変更を求めているという(図-5参照)。

従来水路敷を利用した環境整備では、①水路のライニング等により生み出された敷地空間を利用して自転車道、遊歩道等の緑道を作る場合から、②水路構造自体ホテルや魚類の保全や修景などを考慮して整備し、水路全体を公園化する場合に加えて、③周辺の農地や斜面林と

図-5 見沼代用水原型保全区域



あわせた景観の保全整備の場合へと、水路敷の利用の程度が高度化してきている。そのことによって、農村のすぐれた環境を創出する方向に向っている。見沼代用水の場合も増大する工費負担、維持管理のあり方等をめぐって、大変な努力を重ねているが、それは新しい段階へのすぐれたルールづくりを行っていると見ることができ

る。
なお都市近郊以外においても、今後はこのような課題が増大してくるものと思われる。我々は土地改良施設のもつこのような環境資源としての側面を有効に生かす方法を鍛えてゆくことが重要である。

(2) ため池環境整備

ため池の多くは傾斜変換点に立地し、周辺の丘陵の緑を背景に美しい景観を形成し地域住民の憩いの場となっている場合が少なくない。また平坦地のため池は周辺の農地や集落が整備されて残り少なくなった緑と水面の調和を見せる貴重な空間となっている。

このように、ため池は立地条件により周辺環境との関連が異なるとはいえ、種々の対応が可能であり、農村環境を整備する上で重要な資源である。この貴重な空間を本来の水利・防災的機能を充足させつつ、環境整備してゆく方策について簡単に整理する。

i) ため池環境整備のタイプ区分

ため池の環境整備を次4のタイプに区分し、それぞれの特色と問題点についてのべる²⁾。

- ①ため池周辺の公園化
- ②ため池の改修工事と一体となった周辺公園化
- ③ため池の自然環境の保全
- ④ため池の浄化機能の利用と整備

① ため池周辺の公園化

農業用ため池の周辺に自然林や公園・運動施設等が併設されている場合、林業構造改善事業や生活環境保全林整備事業等を用いて周辺の環境整備をはかり、農業用ため池もこれらの中に位置づけるものである。特にため池整備事業と直接的な関連を持たないが、ため池のもつ自然的環境を生かす方法であり、公園側で清掃等を実施する場合、ため池の管理が容易になる面もある。維持管理や関連工事に関する取り決めを定めておく必要がある。

② ため池の改修工事と一体となった周辺公園化

①と同様ため池を含む周辺の環境整備である。それはため池の取水塔、堤体護岸工の修景、堤体天端をサイクリングロードとして利用するために一体的に工事する場合や、ため池の一部を埋立てて公園や研修施設、駐車場等を整備する場合などがある。多くの場合、水辺を親水可能な形に整備し、周辺に遊歩道や植樹を行う。やはり、人が集まることによる汚れを防ぐため、便所・ゴミ収集等を含め管理上の分担を明確にしておくことが必要である。

③ ため池の自然環境の保全

ため池の魚類や野鳥等の保護のため、周辺林の保全整備や護岸工の工夫、工期の変更、流入水の水質浄化や汚水のバイパス化などが実施され、上記(1)、(2)と調和させる検討も実施されている。これらについては魚類や野鳥等の生態や工事の影響に関する調査が必要である。

④ ため池の浄化機能の利用と整備

平坦地のため池では、水源の汚濁が進行している場合が多い。このため、ため池の一部を利用してホテイアオイなどによる水質改善を試みている事例がある。大阪府堺市では、汚濁負荷の大きい流入水路に接触酸化池を設けてBODの除去を図り、池内にホテイアオイを管理栽培して窒素やリンの除去を図ろうとしている。また底質

ヘドロ処理を兼ねた運動公園の造成や水際線の整備による水辺との触れあいも考えている⁹⁾。

ii) ため池の環境整備のための調査

大阪府では、ため池の多面的機能を活用した整備を推進するための基礎として、ため池の洪水調節機構、利水可能量、水質、住民とのふれあい等を総合的に調査分析する「ため池機能分級」調査を実施している。この調査項目を見ると、親水度として環境要因(水質・周辺緑地景観・親水延長・周辺遊歩道)位置要因(最寄り集落からの距離、連絡道路の状況)が調査されている。

上記の①～④に対応するには、自然保護に関する調査項目を付加する必要がある。

iii) ため池環境保全・整備の事例

群馬県の近藤沼の場合、県営干拓地等農地整備事業(S. 49～58)において、魚のすみ良い環境づくりを考慮し浚せつと埋立客土を行ったのちに、法面保護を兼ねた擁壁護岸等を実施した。さらに洪水時の水質環境を考慮して排水路を沼の周囲に通して迂回し、河川に連絡した。また周辺緑化のため第2次農業構造改善事業によって柳・桜・ポプラ等を植樹し、水と緑の環境を整備し、ため池の自然保護および周辺環境の整備を総合的に実施しすぐれた景観の創出を行った¹⁰⁾。

また、秋田県の牛沼ため池の場合、昭和58年よりため池等整備事業にとりかかった。この池は、周辺一帯が旧横手城跡を含む約55haの公園の中にあつて、すぐれた景観をもつ風致地区である。余水吐を取水塔と兼ねたものとし、修景に配慮した設計とした。また資材運搬道路もバラ園の中を通るので、樹木をすべて移植し、必要に応じて修景的配慮を行うなどの工夫を施している¹¹⁾。

次に、白鳥の保護を考慮した老朽ため池整備事業の事例を述べる¹²⁾。

古徳沼は、起源を近世以前にもつ古い農業用のため池で茨城県瓜連町の中心集落から西の丘陵沿いにある、貯水面積4ha貯水量5万m³堤高5m堤長24m程の小規模なため池である。かんがい面積は水田34ha、集水面積は104haである。昭和41年より白鳥が飛来しはじめ、昭和45年に付近の婦人による餌付けに成功して以来、白鳥の飛来数は年々増大している。白鳥の飛来が新聞に報じら

れて以降、見物客も増大して、最近では町の観光地の一つとなっている。

昭和52年に県単ため池整備事業で余水吐を改修したが、全般に考朽化が著しかった。特に底樋の破損による常時漏水や波浪による堤塘上流側法面の浸食、堤体の余裕高不足等があり、異状な洪水時には極めて危険な状態となっていた。このため堤体および附帯構造物等の改修整備をはかる必要から、管理者である瓜連町は昭和53年5月に老朽ため池整備事業の申請を行った。

これに対し、野鳥の会はこの整備事業が白鳥の飛来に支障のないようにと、町に次のような項目に関する申し入れを行った。

- ①整備工事は白鳥のいる期間（10月中旬～3月下旬）を避けること。
- ②堤塘上流側法面の保護のために張るコンクリートブロックについては、白鳥を驚かさないようにコンクリートの白色を避けて、土の色に近い黒っぽい色とすること。
- ③安全対策のためのフェンスは白鳥が着水するときに障害となるので、堤体の天端に設置しないこと。

この申し入れに対し、事業主体の町を中心に種々の検討を行った。その結果、次のように対処した。

- ①工事期間：ため池整備は水を落とすため、通常非かんがい期に実施するものであるが、白鳥の飛来期に当たるためかんがい期に工事を実施することとし、その間のかんがい用水は、すぐ近くを通っている那珂中部用水の幹線から得ることとした。
- ②ブロックの着色：種々検討した上で、ブロック業者にコンクリートにカーボンを混入することによる着色を依頼してブロックを黒っぽい仕上げとした。
- ③フェンス：野鳥の会は当初、フェンス全廃を主張したが、事故が起こったとき管理責任を問われるので町の側としてはこれを譲ることができず、天端設置から、護岸ブロックの上端部分まで下げて設置することとした。堤体の余裕高不足のため、堤高を50cmかさ上げしたので、約1mのフェンスは、特に堤体天端につき出ることにはなかった。

以上のような配慮にもとづいて昭和54年より56年にかけてため池整備を行った結果、工事完了後白鳥の飛来数

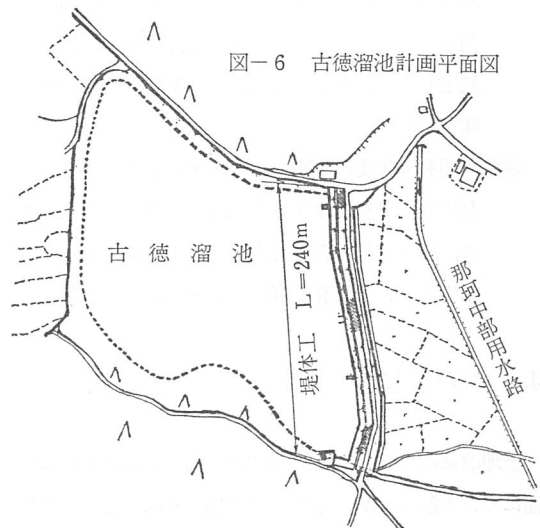


図-6 古徳溜池計画平面図

は益々増加している。

白鳥は体が重いので、飛び立ったり着水するには、長い助走距離を必要とする。古徳沼の場合、東西に長く、堤体のある東に向かって水田が開けているので、白鳥の飛来に適している。現在、フェンスが天端に張りなおされているので、着水のため低空を飛んできて、年に数羽程度はこれに当たり、沼の中に転げ込むという。この場合は、気絶する程度ですむが、やはりフェンスは天端より下の方に張る必要がある。

また、ブロックの着色については、その後の様子から特に効果があるわけではないという。ブロックにあがって、多くのカモが休んでいる。

なお、古徳沼の南側一帯は、県住宅供給公社による宅地造成地であったが、計画区域面積の約30%を緑地として残すこととし、それを古徳沼に接した約20haの山林をそのままに残すこととした。この結果、古徳沼は森に囲まれた静かな雰囲気を持ちつづけている。

以上のことを考えると、白鳥をはじめ野鳥の棲むため池として整備する場合、それらの生態に関する適確な知識を持って、事業と調和する形で合理的に整備することが必要である。

注1) これまでも都市計画法に風致地区規制などの条項はあったが、これによってはじめて具体的な形で田園風景の保護対策が条例の中に導入され、こ

れがきっかけとなって全国の自治体が自然保護条例をつくり、1972年に国をして自然環境保全法を制定せしめたという点で、この条例は画期的な意味をもつ¹³⁾。

注2) 昭和59年度に実施したアンケート調査の中からため池環境整備の事例を抽出して考察すると共に、現地実態調査を実施した茨城県の事例や資料入手できた大阪府の事例等を総合的に考察した。

4. おわりに

土地改良による環境整備については、水路およびため池について触れたが、その他頭首工、ダム、農道、圃場整備等についても種々の工夫が行われており、それぞれ点・線・面的な特色を有している。農村においても、環境保全・整備の種々の工種・事業をそれぞれの特色を生かして総合的に調整するマスタープランを検討する時期に来ているのではなからうか。土地改良事業と同時にこれらの環境整備事業を実施することにより、用地取得で苦労している公園整備や維持管理に苦しむ土地改良区の負担軽減など、多くの国民経済的な効果が期待されている。農村地域の整備のための新たな事業化にむけて、今後とも検討を続けてゆきたい。

なお、本報告作成に当たって滋賀県耕地指導課、八日市県事務所、埼玉県耕地課、大阪府耕地課および堺市農業土木課をはじめ、県、市町村担当者の多くの方々の御協力により入手した資料を参考にさせて頂いた。また、各種県単事業や土地改良関連農村環境整備調査に関連して国土庁農村整備課、農林水産省事業計画課をはじめ国の多くの担当者の御協力により入手した資料を参考にさせて頂いた。ここに記して感謝致します。

引用文献

- 1) 早房長治：かけがえのない15年—社会資本充実の好機一、(座標)朝日新聞 昭和60年9月1日号1面
- 2) 宇都宮深志：環境創造の行政学的研究，東海大学出版会 昭和59年3月
- 3) 国土庁・環境庁：21世紀の国づくり—国土建設と環境保全一，産業技術会議 pp477~481 昭和58年4月
- 4) 奥野健男：文学における原風景，日本評論社 pp44~45 昭和47年4月
- 5) 農土試地域計画研究室：土地改良と環境保全，pp45~71 昭和60年3月
- 6) 今井敏行：農村環境の保全・整備と土地改良事業，木と土 60号 pp13~18 昭和60年3月
- 7) 見沼代用水環境整備連絡協議会：見沼代用水環境整備マニュアル 水と緑の環境づくり，昭和60年3月
- 8) 埼玉県企画財政部地域政策課：見沼田圃保全検討委員会報告書—見沼田圃の新たな保全活用を求めて一，昭和60年3月
- 9) 三橋春雄：水辺とのふれあいをめざして—ホテイアオイ等を使った溜池の浄化について—，ホテイアオイ研究会 Newsletter No.6 昭和60年6月
- 10) 前出5) pp51
- 11) 佐々木律男他：老朽ため池の改修と景観，水と土 60号 p30~36 昭和60年3月
- 12) 昭和59年度農村環境基盤の多面的整備手法調査報告書 農村開発企画委員会 pp16~20 昭和60年3月
- 13) 農村アメニティ研究会：農村のアメニティとは—農村の総合的アメニティを求めて—，地球社 p12 昭和59年2月

農村構造の変化と農村計画の方向

山本 雅之*

1. はじめに

これからの農村計画を決定するもの、それは農村の現実であろう。そのような計画の大枠をきめるのは農村の動向、構造変化であり、専業農家と兼業農家が絡み合いながら構成している社会がいかなる施策を期待しているかを立案の基礎とすべきである。具体的な計画の内容は個々の町村の要求が時期に応じて打ち出されるものではあるが、それらは大きな枠から外れるものではないであろう。

これまでの農村計画は内実には農業生産のために存在し、基盤整備を中心とした農業土木事業がほとんどの部分を占めていた。今では農家の80%をこす兼業農家の動向はこれまでの農村とはちがった要求を生み出すのではないか。強烈な兼業化の流れのなかで農家の生活は都市化してゆく。農村の共同体的・部落的な生活規制が次第に維持できなくなり、新しい生活規制が必要となってくる。農村計画の新しい方向がそれを支える。

2. 農村の現実—専業化・高齢化

大分県農村の現状は1985年農業センサスの検討から把握すべきであろう。主要指標をみってみる。

農家総数の減少は継続している。その55～60年の減少率は6.9%で8.7万戸となっている。全国の農家減少率6.1%とくらべていまなお調整がすすんでいる。

専業農家は55～60年に15.8%増加した。しかしこの専業農家1.8万戸のうち男子生産年齢人口（16歳以上65歳未満）のいない世帯、いわゆる「高齢専業農家」が28.2%と大幅な増加をみせて約8,600戸、これに対して男子生産年齢人口をもつ専業農家は約9,400戸へと6.8%増大した。専業農家の増大は農業の根幹部分の成長とみるべきではある。いかにその中に高齢専業農家を含まうとも、全国的な停滞水準（55～60年専業農家増加率1.0%、男子生産年齢人口のある専業農家増加率マイナス8.7%）のなかで活力を回復している局面もあることを示している。

表一 大分県専業別農家数

(単位：戸，%)

昭和	農家総数	専業農家		兼業農家			
		総数	うち生産年齢人口のいる農家	総数	1種兼業	2種兼業	
実数	50	101,071	15,054	9,100	86,017	25,871	60,146
	55	93,740	15,557	8,810	78,183	20,645	57,538
	60	87,237	18,013	9,366	69,224	12,710	56,514
増減率	%	- 7.3	3.3	- 3.3	- 9.1	-20.2	- 4.3
	%	- 6.9	15.8	6.3	-11.5	-38.4	- 1.8

出所：「1985年農業センサス結果概要」大分県，昭和60年11月

* 大分大学経済学部教授（やまもと まさし）

表一 2 県就業状態別世帯員数

(単位：人，%)

昭和	年	16歳以上	農 業	基 幹 的	他 産 業
		世帯員数	就業人口	農業従事者	就業人口
実 数	50	335,387	160,555	96,131	126,913
	55	310,432	138,272	84,571	123,147
	60	286,305	126,651	68,703	115,182
増 減 率	%	- 7.4	-13.9	-12.0	- 3.0
	%	- 7.8	- 8.4	-18.8	- 6.5

出所：表一 1 に同じ。

兼業農家は9,000戸、11.5%減少した。全国平均もマイナス7.1%、とくに第1種兼業農家の解体は激しく減少率38.4%、減少した第1種兼業農家8,000戸の多くは第2種兼業に移ったものと見られる。

大分県の専業農家が高齢専業を含むとはいえ増加しはじめていることで全体としての農村の兼業化の流れが変わったとみることはできない。農業就業人口も基幹農業従事者も減少している。

ここでは量的な側面のみではなく、質的な側面でも農村労働力の弱体化が示される。農家人口のうちで高齢者層が増大し、60年には65歳以上の高齢者比率は19.0%となった。全国比率17.3%をこえるこの老高齢肥大は農村が都市よりもさらに老齢化していることを物語っている。それは同時に、健康保全と併行して若年齢層の減少となったことを示す。若い農村民は減少し、老高齢者は増大した。10年前、50年には15歳未満、16歳～64歳、65歳以上の農家世帯人口比は1：2.9：0.7であった。55年には1：3.4：0.9となり、60年には1：3.5：1.0となった。若年人口の流出傾向を考えると農村の老高齢肥大はさらに進行する。

センサスの示す数字には農業の拡大を示しているものはすくない。多くの停滞傾向のなかで大規模経営農家の増大と充実は注目してよい。45年以來2.0ha以上層の増大は続いているが、55～60年で2.0ha未満層は7.6%減少し82,500戸、2.0ha以上層は6.3%増大して4,400戸になっている。さきの生産年齢人口をもつ専業農家の多くはこの2.0ha以上層に属していると思われる。

大規模農家の発展は外延的・量的な農業の発展を示すものとすれば、施設園芸農家の発展は集約的・内包的な

表一 3 県年齢別世帯員数

(単位：人，%)

昭和	年	総 数	15歳未満	16～64歳	65歳以上
		実 数	50	428,618	93,231
	55	383,426	72,994	244,897	65,535
	60	349,555	63,250	219,947	66,358
増 減 率	%	-11.5	-21.7	- 9.1	2.4
	%	- 8.9	-13.3	-10.2	1.3

出所：表一 1 に同じ。

農業の充実を現わしている。10a当たり100万円をこすハウスへの投資をおこなう農家が増えつつこの10年間に3倍近くになっており、施設面積も3.9倍になった。収穫面積は4.6倍、そのなかでも果樹の収穫面積は13.1倍。1戸当り平均施設面積は12.8a前後であるが、戸数も面積も増大しているのは次の畜産農家と対照的である。

乳用牛は50～60年に飼養戸数は40%減少して640戸、飼養頭数は31%増大して1戸当たり26.1頭。

肉用牛飼養農家戸数は10年間に45%減少して9,639戸、頭数は7.8%増大、1戸当たり6.4頭。

豚は戸数は59%減の658戸、頭数は86%増大して1戸当たり167頭。

採卵鶏は戸数48%減、3,674戸、羽数は1.1%増の1戸当たり400羽。

ブロイラーは戸数48%減143戸、羽数は57%増の1戸当たり449羽。

畜産は大規模化しつつあるが全体的には発展してきた、とはいえないであろう。

農業への機械化投資をみると農家100戸当たり保有台数は、動力耕うん機・農用トラクタ99.7台、動力防除機56.8台、動力田植機48.8台、バインダ37.8台、自脱型コンバイン27.6台となっている。自脱型コンバインの増加が予想されるとしても、これらの高い普及率のもとでは過剰投資の嘆声が聞かれるのも当然である。

水田総面積は4.4万haから4.2万haに減少した。果樹園面積は1,900haも減少して8,200haになる。農地総面積は、55～60年に6.7万haから6.3万haになった。しかし麦類2,400ha、飼料作物600haの拡大によって収穫面積はほぼ同水準5.7万haを維持している。水稲転作の効果はあ

ったとみるべきであろうが、みかん不況による果樹園縮少も考えれば県農業が停滞的であることは否めない。中核的事業農家による施設園芸、家畜、機械化への投資にもかかわらず、また県農政の努力にもかかわらず、全体的に変化のテンポはゆるい。

このようなうちで変化を推進している中核農家の意識はどのようなものであろうか。大分県農業会議によって昭和60年2月、県内42市町村の中核青年農業者117名に対しておこなわれたアンケート調査「青年農業者の意識調査結果—魅力ある農家になるために—」（大分県農業会議、昭和60年3月）で、「現在の農業経営上の問題点について」答えた順位は次のとおりであった（同書P.19）。

1. 農産物価格に不安がある……………60
2. 過剰投資気味である……………24
2. 生産コストが高すぎる……………24

3. 負債が多い……………22
4. 規模拡大が困難である（農地の借入がむづかしい）……………20
5. 資金が不足している……………16
6. 流通経費が高い……………12

また経営規模を拡大したい農家49戸の「規模拡大の具体的方策について」のアンケートに答えた戸数は次のとおりである（同書P.17）。

- 借地を増やしたい……………14戸
- 農地を購入したい……………13戸
- 家畜の飼養頭数を増やしたい……………10戸
- 施設化をすすめたい……………8戸

この調査で基盤整備はでていなかったが、それは当然の前提となっているからである。農家はここでは資本そ

表—4 県経営耕地規模別農家数

(単位：戸、%)

昭和	実数	総農家数	耕地規模				
			～1.0(ha)	1.0～2.0(ha)	2.0～3.0(ha)	3.0～5.0(ha)	5.0～(ha)
	50	101,071	77,118	19,935	2,894	724	122
	55	93,740	71,187	18,123	3,092	922	144
	60	87,237	66,337	16,152	3,225	989	204
増減率	%	— 7.3	— 8.6	— 9.1	6.8	27.3	18.0
	%	— 6.9	— 6.8	—10.1	4.3	7.3	41.7
構成比	50	100.0	76.3	19.7	2.9	0.7	0.1
	55	100.0	76.7	19.5	3.3	1.0	0.2
	60	100.0	76.0	18.5	3.7	1.1	0.2

出所：表—1に同じ。

表—5 県施設園芸農家数、施設面積、収穫面積

(単位：戸、a、%)

昭和	実数	施設のある農家数	施設面積		収穫面積			
			施設面積	1戸当たり面積	合計	野菜類	花き・花木	果樹
	50	1,613	15,504	9.6	16,932	14,879	1,105	948
	55	2,788	34,735	12.6	38,690	30,496	2,044	6,149
	60	4,687	59,921	12.8	71,459	54,406	4,657	12,396
増減率	%	72.8	124.0	31.3	128.5	105.0	85.0	548.6
	%	68.1	72.5	1.6	84.7	78.4	127.8	101.6

出所：表—1に同じ。

表-6 県農作物収穫面積

(単位: ha, %)

昭和		総面積	稲	麦類	豆類	工芸作物	野菜	飼料作物
実数	50	55,619	40,956	3,814	964	1,998	3,872	2,559
	55	56,585	36,631	6,941	538	2,052	4,084	3,053
	60	57,239	34,659	9,356	551	1,827	3,731	3,655
増減率	%	1.7	-10.6	82.0	179.3	2.7	5.5	19.3
	%	1.2	-5.4	34.8	6.6	-11.0	-8.6	19.7

出所: 表-1 に同じ。

のものにはあまり困っているとは思えないが、規模拡大の最大の方途である農地調達(借入, 購入)に困難を感じている。農村における農業担当者の意向が農地調達にあるかぎり、農村における農地流動化、農家の大部分を占める兼業農家から専業農家への農地の流れを容易にすることは農業を維持し発展させるもっとも重要な施策であらねばならない。それが単なる農地ではなく、基盤整備をされた農地であらねばならないということは、この機械化された高度農業にとって農村計画に要求される第一のものであることは間違いないことであろう。広範囲な事業の可能な基盤整備はすでに完了、あるいは着手されているが、小規模な事業が次第にとりあげられるようになる。

3. 農村民の意向—2つの調査

農村の意向を農業生産を伸ばす方向から検討するだけでなく、より広い側面から、より多くの農村民からの意向を探ってみるべきである。農家はどのような農村を期待しているのであるか。

60年6月、全国町村会が今後の農政活動を展開するためのよりどころとなる資料を得るために「今後の営農とむらづくりに関するアンケート調査」をおこなった。全国2,460町村の農政担当者が地域農業の展望と農村振興の現状、考え方の方向についての「アンケート」に答え、94.5%の高い回収率をえている(「農業と経済」1986年3月号, P.(1)~(13))。

表-7の調査では15の選択肢を示し、3つ以内の重複回答を求める。「出現率」は選択肢ごとの回答市町村数を実市町村で割って100をかけたものである。出現率70

表-7 村づくり長期的基本構想の重点項目

順位	項目名	出現率
1	農林漁業の振興	70
2	生活環境(道路, 上下水道など)整備	50
3	特産物づくりと地場産業の振興	45
4	企業誘致と完全就業の促進	31
5	観光産業の振興と地域の活性化	29
6	過疎の克服と定住条件の整備	20
7	福祉・高齢者対策の充実	13
8	集会施設等のコミュニティづくり	10

出所: 「農業と経済」1986年3月号, p.(8)

表-8 むらづくり推進のために緊急整備を要する事業

順位	事業名	出現率
1	農業基盤整備	60
2	集落排水・処理施設	38
3	県道・町村道等一般道路	34
4	農道	22
5	農産物等加工処理施設	16
6	集落内道路	15
7-1	運動場・保健体育施設	14
7-2	工業団地	14
8-1	集落内集会施設	11
8-2	林道	11

出所: 表-7 に同じ, p.(9)

は70%の町村がこの項目を重点項目の一つとして回答したことを示す。

長期的基本構想には2つの重点項目がみられる。その第1は生産・農工業振興である。(1)農林漁業の振興 (3)特産物づくり (4)企業誘致 (5)観光産業の振興 と圧倒的な町村がとりあげている。

第2の重点項目は生活環境整備である。この内容は道

路、上下水道、ごみ処理等の施設の整備である。(2)生活環境整備 (6)定住条件 (7)福祉・高齢者対策の充実 (8)集会所等コミュニティづくり……などがそれにあたりますが、(2)の50%出現率からみると他の項目は関心が低いことになる。

地域の経済力向上はすべての町村の希望であろう。所得が高くならなければ過疎も進行するし、福祉施設の充実も思うようにならない。まず産業施策に力を集中するのも現解できるところである。しかし農村の現実には生産基盤を構成する農家そのものが、大多数の兼業農家も含めて老高齢化しつつあることを示している。道路を中心とした生活基盤の整備では片付けられない問題がおこりつつある。高齢者対策・福祉対策が必要とされる環境ができていくことがわかっているのに、それへの認識がおくれているようにみえる。それは次の「緊急整備を要する事業」のアンケートをみればより明瞭となろう。

緊急整備を要する事業をみるのに出現率の高い事業のほとんどは農業生産基盤と道路である。農道、集落内道路までみれば環境整備の内容の多くは道路であるといってもよい。集落排水・処理施設が下水道的なものであるとすれば生活環境で緊要なものの順序は判明する。運動場・保健体育施設、集落内集会所などの緊急度は青年

層の要望だけでなく高齢化したスポーツ人口の要望を反映したものでもあろう。だが福祉・高齢者対策はまだ緊急な段階に至っていないとみているのである。

全国町村会の調査をみると、地域振興の基本方針のもとでの開発政策が先行する傾向を否むことができない。農村における停滞の現実が強烈であるほど、そのような引き止め政策に重点がおかれるのであろう。かつての幼少年対策、青少年対策はほとんど完了した。次に必ず来る課題についてはまだはっきりしていない。

大分県の農村については大分県農業会議が59年9月に実施した「農家の世代交代に関する調査結果」(大分県農業会議, 昭和60年3月)がある。県下100市町村から類例的な農家を専業, 1種兼業, 2種兼業各10戸ずつ選んで, 50歳以上の世帯主とあつぎに経営の現状, 相続問題, 農村の課題についてアンケートに答えてもらった調査である。そのなかにあつぎが「とくに必要だと思う生産・生活環境対策」での第1位, 第2位は次のとおりである(同書P. 40~41)。

第1位にきた施策順位

1. 農地保全・基盤整備(64)
(農産物価格安定(38)は除く)
2. 道路・交通手段の整備(15)

表-9 生産環境対策への意見

	農地の保全・土地の基盤整備		地域ぐるみの集团的土地利用		農用地の流動化		農業機械・施設の効率利用	
	必要	不要	必要	不要	必要	不要	必要	不要
世帯主	239	24	165	54	191	37	226	26
あつぎ	204	8	105	61	148	16	190	11

出所:「農家の世代交代に関する調査結果」p.12

表-10 生活環境対策への意見

	医療・社会福祉施設の充実		道路・交通手段の整備		下水・排水路の整備		娯楽・スポーツ施設の整備	
	必要	不要	必要	不要	必要	不要	必要	不要
世帯主	255	2	247	5	236	9	234	10
あつぎ	215	1	211	3			205	10

出所:表-9に同じ。p.34, 42~43

3. 農用地流動化(13)

第2位にきた施策順位

(農産物価格安定(78)は除く)

1. 道路・交通手段の整備(46)
2. 社会福祉・医療施設の整備(33)
3. 娯楽・スポーツ施設の整備(32)

農家の要求するところは県の場合でも全国町村会調査と大差はないように思える。第1は農地保全・基盤整備である。第2は道路・交通手段の整備である。この2つは農村の要求の第一にくるものであることは間違いない。次にくるものは社会福祉・医療施設整備である。県の農家に接近して意向をしらべれば次の世代のより現実的な対応があらわれてくるのではないか。

あとつぎの意向だけではなく世帯主とあとつぎの生産環境と生活環境についての意見をより具体的に検討してみると次のようになる。

集計では「わからない」と記入したものを除いたので「必要」と「不要」にわけられる。各対策について「必要」と答えたものが圧倒的に多い。生産環境についてはやはり「農地の保全・土地の基盤整備」を強く求めていることはこれまでの調査と同じであるが、このような「必要」「不要」のアンケートの場合、「不要」の数字を注目すべきである。「農地の保全・基盤整備」にくらべて「地域ぐるみの集团的土地利用」の「不要」のなんと多いことだろう。この「不要」の重みは施策への熱意の低さ、消極度の高さと考えてよい。農村民の意向の濃淡をはかるひとつの方法である。この調査のなかで「農村労働市場」についてのアンケートがある。

「農村工業の導入」も「地場産業の振興」も同じようにみえる。しかし「不要」の大きさの差異は劇然としている。「農村工業の導入」には消極論が多いといえる。本論賛成・各論反対ではないけれども、微妙な意見の相違は検出することができる。

生産環境対策と同じように生活環境対策をみると、表一10のなかで「医療・福祉施設の充実」に「必要」がもっとも多く、「不要」がきわめてすくないことがわかる。それぞれの地域の特殊性を反映しながら農家が意向をあらわしてゆくのであるが、それが集計されるときには、ひとつの中心を形成する結果となるのであろう。そ

表一11 農村労働市場に関する意見

	農村工業の導入		地場産業の振興	
	必要	不要	必要	不要
世帯主	187	38	228	11
あとつぎ	153	32	197	6

出所：表一9と同じ。P.13

の施策に対する消極度、積極度が推定できるとすれば、今後の農村計画にはきわめて参考になる。

住民の要望はたしかに重要である。かつての農村においては青少年教育・保育施設への対策はきわめて切実であった。今ではそれは過去の問題となった。次に到来する問題は何であろうか。計画が一步先を考えるならば必ずとりあげなければならないものがある筈だ。託児所は不要だが、託老所はどうか。下水・排水の立ち遅れの現実もまえもって考慮さるべきである。農家の生活環境対策でとりあげられる価値があることは間違いない。

4. むすび

農村が土地利用において農業に重点をおいているかぎり、いかに農村工業が発展しようとも都市になるわけではない。生活内容は都市と同じになっても、自然的・社会的な条件はかわらない。兼業化がいかによすもうと、高齢化がいかによすもうとも、他方の極には兼業農家が農地利用を拡大しているかぎり、農村の将来は農業的な条件を重視しないではおられない。

これまでの農村計画の大部分はあまりにも農業的であり、土地改良・基盤整備を中心とした生産増強対策が重きをなしていた。高度成長時代の重厚長大の性格が多くの事業を貫いていた。

40年代の稲作転換からこれまでの生産力対策に変化がおこり、生活と生産を総合的に考えた計画が必要となってきた。生活に重点が移ってきた総合整備事業が計画されるようになってきた。上下水道、排水、交通安全、公園、公共駐車場、し尿処理、ごみ処理などが山積していた。高齢化の現実には更に付加するものがあると思われる。農業生産の維持と充実と併行して解決する問題に何をもって来るかは注目される場所である。

土地改良できずく豊かな町

高山 義輝*

っている。

1. 国富町のプロフィール

県都・宮崎市の西方16km, 面積130平方km, 人口約21,200人, 気象は南海型で高温多湿, 年間を通じて降雪はなく, 日照時間は2,455, 降雨量は2,600mmで, 周年作物の栽培ができる。

耕地面積は田1,810ha, 畑1,050ha, 計2,860ha, 地味豊かで, 畑地帯は標高60~120mの台地である。昭和40年代の初めから始まった圃場整備は現在も継続し, 整備率は約92%にも達している。

加うるに, 着工以来12年の歳月を経て完工した国営綾川農業水利事業の中心地帯であり, 農林省の各種事業の早期導入を図り, 農業経営の条件は年々整備されているので, 昭和47年に「農業の町・国富」を宣言して, ひたむきに歩み続けている。農業人口の推移は, 表一のとおりである。

30年間に, 全戸数対農家戸数の比率は約半分に減少した。全農家戸数の中で, 第1種兼業農家は減少して第2種兼業農家は増しているが, 専業農家は30%台にとどま

2. 国営綾川農業水利事業

この事業は鹿児島県笠原農業水利事業, 群馬県鍋川農業水利事業とともに, 日本で初めての国営大規模畑地かんがい事業として昭和33年に着工, 約25億円の巨費を投じ45年に完工した。

宮崎県の中部山麓地帯から, それに連なる地帯の1市3町約3,000haの畑地帯を中心に, 一部古田にも補水をする。関係農家は約4,000戸に及ぶ。

九州山脈から流れ出る川に沿水・発電・農業用水の多目的ダムをつくり, 総延長約42,000mの水路は管水路で, 管径1,300mmから300mmの各種の条件に合わせた管が, 山や野や谷を越えて布設されているのは壮観である。この管を毎秒6tの水が流れる。

国営の水路から県営の水路へ, そして, 一枚一枚の畑に補水し, 末端は構造改善事業でスプリンクラーが設けられ, コックをひねれば水が飛び散る。

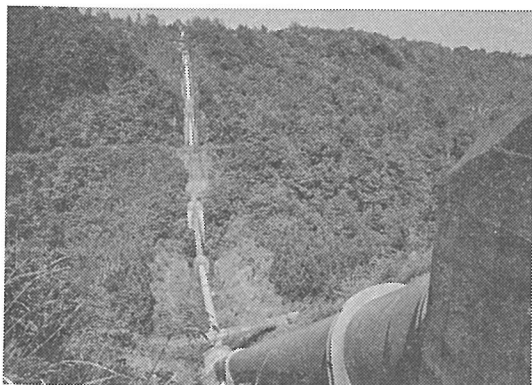
表一 農業人口の推移

年次	人口(人)	世帯数	農家数	専・兼業別			農家数割合(%)
				専業	1種兼業	2種兼業	
30	24,307	4,817	3,355	2,301(68.6)	753(22.4)	301(9.0)	69.6
35	23,368	4,996	3,512	1,963(55.9)	839(23.9)	710(20.2)	70.3
40	20,558	4,894	3,279	1,260(38.4)	1,059(32.3)	960(29.3)	67.0
45	19,037	4,990	3,139	1,062(33.8)	1,029(32.8)	1,048(33.4)	62.9
50	19,050	5,246	2,826	912(32.3)	699(24.7)	1,215(43.0)	53.9
55	19,864	5,854	2,547	810(31.8)	599(23.5)	1,138(44.7)	43.5
60	21,160	6,413	2,379	743(31.2)	553(23.3)	1,083(45.5)	37.1

資料：農業センサス。

注：()内の数字の単位は%。

* 宮崎県国富町長(たかやま よしてる)



山や谷を越え布設されている綾川農業水利事業の管水路

3. 畑の圃場整備（昭和41～47年）

綾川農業水利事業が進捗して昭和40年4月、通水テストが行われた。野を越え、山を越えた水が、計画どおり毎秒1.7mの速さで流れた。成功である。

この前から県営の圃場整備が計画され、土地所有者の賛成を求める努力が県と町とで根気強く、時間をかけて進められたが、どうしても土地改良法に定める賛成の数に達しなかった。理由は、山奥から果たして台地の畑地に水が来るかどうかの、素朴な疑問であった。

現実に畑に水は来た。これを見て農家は納得し、ようやく法定の数に達した。昭和41年、法的手続きを終えて、9月から地域内の県営圃場整備が一斉に着工された。

100m×40mの40aの畑、所有地の集団化、どの畑も必ず道路に面するよう計画され、幹線・支線の道路が整然と走る、全く生まれ変わった圃場となった。10a当たりの事業費は、早期施工の分はわずかに5万円である。

綾川農業水利事業区域内の畑を中心とした圃場整備が起爆剤となって、町内全域の田や畑に広がった。昭和43年12月に町長に就任した私は、就任早々各地域の起工式に引張り回され、時には午前・午後2回も出たことがある。当時の知事から、国富町は「圃場整備の花盛り」と言われたことを懐しく思い起こす。

4. 畑の圃場整備補完事業

農業基本法が制定され、食糧増産中心の農政は生産基

盤の整備へと方向が変えられはじめた時代に、本町の畑の基盤整備が着工された。圃場整備という言葉も珍しく、前例も、視察する先進地もないころであった。

このような当時の背景から、10a当たりの事業費をでき得る限り少くして、農家の賛同を得るための配慮が必要であったこと、また、施工に当たる側も施工経験も参考事例もなく、設計も完全であったとは思われない。このようなことから、現在では考えられないことだが、広大な台地の、整備された畑地帯に排水路が入っていない。工事のため、昔から安定した土地を大量に動かしているのであるから、大雨のたびごとに作付けした畦を横断する大小の流水路ができて、被害が出る。

台地の斜面に面する畑はくずれはじめた。これは防ぎようもない大災害になる、と悩みの種となった。そのためつぎつぎに事業を導入した。

「農地侵食防止事業」を11地区に導入、43億7,000万円。地区内に承水路、集水路、排水路を新設し、台地下の大排水路に落として、被害の発生を防いだ。また、この事業で多くの関連道路を整備することができた。

5. 田の圃場整備（昭和42年～）

畑より1年遅れて、昭和42年から田の圃場整備が始まった。1枚の田を100m×30mの30aの面積と土地の集団化を目標とした。その後も各種の制度事業を取入れて、現在まで毎年継続して行われている。

早期に施工した地区の事業費は10a約7万円で、すでに自己負担は償還済みである。現在は10a約100万円の事業費と比較すると、うそのように思われる。

導入した事業と地区数は、次のとおりである。

県 営（3）	県 単（7）
一次構（7）	二次構（1）
新農構（3）	団体営（2）
工業導入基盤整備（1）	土地総（1）
畜産経営環境整備（5）	
河川改修と合併施工（3）	

河川改修と合併施工は、県内では国富方式と言われている。実例をあげれば、曲がりくねって流れていた5.2kmの河川を2.8kmの長さにする河川改修と同時に、大規

模圃場整備が行われた。

内 容 圃場整備 野菜集荷場
 スプリンクラー ライスセンター
 トラクター等

6. 生産基盤・生産環境整備

農業生産のための各分野にわたる基盤整備と農村生活の環境整備のために、農水省・県等の各種事業を発足するごとに、いち早く導入した。

(1) 農村総合整備モデル事業
 昭和49年、事業採択と同時に施工の認定を受け、全事業が順調に進み、あと1年で完工の予定である。
 事業の概要は、表-2のとおりである。

(2) 地域農政特別対策事業
 昭和41～42年、事業費約7,000万円の事業であったが、主体性が自治体に認められた珍しい、思い出の深いものである。圃場整備後の排水に問題のあった地域の解消、道路の整備等の施工をした。

(3) 第一次農業構造改善事業（昭和42～45年）
 事業費 758,126千円

(4) 第二次農業構造改善事業（昭和46年～51年）

事業費 582,520千円
 単独融資 282,909千円
 計 865,429千円

内 容 圃場整備 たばこ協業施設
 野菜共同出荷施設 たばこ共同育苗施設
 等

(5) 新農業構造改善事業

㊤ 農村地域（昭和54～60年）

事業費 891,351千円

内 容 土地基盤整備 畜産センター
 多目的研修施設（13）
 農道・用排水 等

㊦ 地区再編（昭和55～57年）

事業費 306,921千円

内 容 土地基盤整備 集落センター（3）

表-2 事業の概要

事業種類	全 体		昭和60年度までの実施状況			備 考 (事業主体)
	事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	進捗率(%)	
生産基盤	農業用排水施設整備 10条 4,185m	121,800	7条 3,181m	97,760	80.2	国富町
	農道整備 24条 13,421m	517,250	20条 11,048m	428,930	82.9	国富町
環境基盤	農業集落道整備 45条 16,182m	739,240	41条 14,446m	639,800	86.5	国富町
	農業集落排水施設整備 16条 4,420m	117,030	13条 3,625m	97,230	83.0	国富町
	営農飲雑用水施設整備 4系統 237戸	116,540	4系統 237戸	116,540	100.0	町および水道組合
	用地整備 1か所 4,900㎡	7,810	1か所 4,900㎡	7,810	100.0	国富町
	集落防災安全施設整備 8か所 1,771m	18,430	8か所 1,771m	18,430	100.0	国富町
環境施設	農村環境改善センター整備 1か所 1,591㎡	229,500	1か所 1,591㎡	229,500	100.0	国富町
	農村公園施設整備 9か所 24,300㎡	89,400	4か所 13,126㎡	39,000	43.6	国富町
合 計		1,957,000		1,675,000	85.6	

農道・用排水・客土 等

㉔ 自然活用型（昭和55～58年）

事業費 286,711千円

内容 農村憩いの場

芝生広場 管理棟 等

(6) 農道の整備

農業振興に直接、農道の果たす役割は大きい。このことがあまり一般に認識されていない。

㉑ 農業の近代化のために機械化は不可欠の条件。機械化は農道の整備があって可能になる。

㉒ ハウス園芸地帯では、ビニールの防塵が徹底しないと太陽熱の利用が不十分である。舗装は絶対である。

㉓ たばこ畑地帯では、大きな葉にごみがかかり、品質が低下するので、道路防塵は欠かせない。

㉔ 果菜類の輸送は、なめらかな車の運行ができないと摩擦して品質が低下する。

等の情勢をふまえて、次に列挙する事業で整備をしている。

町単独事業

農林金融公庫の融資利用（3.5%の低利）

広域農道

基幹農道

農免道（この中の1本は302mの農免橋）

団体営農道

開拓地農道

各種農水省制度事業 等

7. 施設を守る運動

田の地帯の排水路整備は、昭和42年の田の圃場整備から急速に始まり、その後も各種の事業で多数の排水路整備が年々続けられている。

昭和45年度採択の特土事業で整備した河川の樋管に流入する小川のように大きくて、勾配のゆるやかな排水路が、溝底に土砂が堆積して水が流れない、と陳情を受けた。大量の溝底の土をさらえるには、一水利組合の手には負えず、町は多額の予算を計上して浚渫した。今後、排水路の数がふえ、このような事例が多くなると町は負

表-3 施設を守る運動推進結果

(1) 田の部（昭和57年度以降、毎年）

年 度	総 数		実 施 数		
	路線数(本)	延長(m)	路線数(本)	延長(m)	実施率(%)
57	315	117,315	106	50,890	45
58	〃	〃	150	62,835	53
59	〃	〃	185	71,520	60
60	〃	〃	131	63,153	54

備考：参加水利組合数は毎年19。

(2) 畑の部（農地侵食防止事業7地区、昭和60年度以降）
（単位：m）

年 度	承水路	集水路	排水路	水兼農道	計
60	5,239	4,993	300	1,283	11,815

担に堪えられない。

自ら作った施設は、いつでも機能が果たせるよう維持管理をする意識づくりのための運動として、「施設を守る運動」が生まれた。町は、各種補助事業で作った排水路を各水利組合別に登録した。水利組合長の総会を開き、自発的に地区内の登録水路の浚渫を訴えた。その結果を毎年1回審査して、成績優良な地区を選んで表彰し、それぞれ賞金30万円を支給することにした。

実際には入賞の地区数に増減があり、田の部が発足後4年めの昭和60年度で、全地区を表彰した。結果は、第3表のとおりである。発足前は溝底の堆土に柳の大きなものが生えていた所もあったが、今では見違えるようにさらえてある。

この事業の成果は大きく、自分の地域の施設は自らの手で守る意識が高まり、定着した。

8. 土作り

現在、耕地は長年にわたる化学肥料と農薬の施用により病み疲れて、放置すると生産に大きな影響が出てくることは明らかである。さらに、トラクターで耕起をしているが、ロータリーでわずかに15cm前後である。

また、水田地帯には湿田が多く、約60%は稲一作である、等の現況をふまえ、土作りの3本の柱として「耕土

改良」「田の排水」「有機質肥料施用」を強力に進めている。

(1) 耕土改良事業=畑50cm, 田30cm深耕(昭和55年~)

機械化され、トラクターで土地をすき起こす深さは通常の場合15cm程度であり、深くすき起こすとかたい大きな土塊が出る。靴で蹴ってもかたく、崩れない。その土塊の表面を作物の白い根が張っている。このような浅い表土では、作物の成育は良くない。

農水省の「畑地耕土改良事業」で、畑の表面に苦土石灰200kg, 熔りん180kgを散布し、その目的で購入した町有の100馬力のトラクターで50cmの深耕をする。昭和55年以降、すでに254ha, 5,244万円の経費を投じて耕土改良を行っている。

(2) 田の排水=弾丸暗渠法で地下50cm排水
(昭和54年~)

田畑輪かんで、田が畑としても使える耕地にするため、大規模の県営排水対策特別事業をはじめ、次の事業で田の排水に努めている。

団体営小規模排水特別対策事業

県単小規模排水事業

新農構・町単排水

新地域農業生産総合振興対策事業

水田利用再編対策推進事業

畜産経営環境整備事業 等

これと並行して 昭和54年以降「弾丸暗渠法による排水」で小規模の徹底した排水を行い、既に213,526千円の事業費で208haが完工している。

その方法の概要は、約40~50cmの地下に直径10cmの穴を4m間隔で、直角に交わるように縦横に抜く。弾丸の形をした鉄で作ったものを、田地の一端に穴を掘り深さを固定して、地上のブルドーザーが引っ張って穴を通し、端末が親溝に出る幹線にはシートパイプ(S P50mm, 管の周辺には多くの細孔をうがつ)を入れ、その一端は立上り管として地上に出す。シートパイプの端末からは親溝に地下水が流出する。

排水効果は大きく、湿田が乾田化してたばこの作付けもできるなど、町民が驚いている。この方法により土地

利用率200%を目ざしている。

(3) 高速堆肥化処理施設=有機質肥料(昭和59年度完成)

畜産廃棄物、特に豚・牛・鶏糞を混合し、発酵のための水分補給源として台所の残滓を加え、強制通風をして2週間で発酵後、さらに3週間ねせ込み、完全に堆肥化する「高速堆肥化処理施設」が、農水省の畜産経営環境整備事業(3億7,000万円)により完成した。完熟した、良質の堆肥生産が可能になった。

1日処理量は、

豚糞 8.2t 牛糞 6.0t

鶏糞 3.7t 農産廃棄物 2.0t

家庭塵芥物 4.7t 計 24.6t

年間製品量 3,480t

この大量の有機質肥料の施用で、耕土の活性化に大きな期待がもたれる。

なお、堆肥の分析の結果は、N(チッソ)1.6%, P(リンサン)2.9%, K(カリ)1.4%である。

9. 農業生産

田・畑の大規模圃場整備が始まった5年後の昭和46年から、農業粗生産額が急に伸び始めた。特に、48年は第一次石油ショックの年であったが対前年比35.44%, 49年49.14%, 50年10.50%, 51年13.60%と伸び続け、その後伸びがダウンして、52~54年80億円台、55~57年90億円台、58年103億円、59年107億円と、再び伸び始めた。表-4「農業粗生産額の推移」にははっきりあらわれている。

本町の農業は、施設野菜・たばこ・米・畜産の4本の柱で支えられている。畜産の分野を除く作物(耕種)は県内35町村中で、第2位と大きく差をつけて第1位である。44市町村でも毎年第4位を続けている。

綾川農業水利完工前の畑の主幹作物は、夏は甘藷に陸稲、冬は麦とあぶらなのいわゆる単作地帯であり、何年かに1年は陸稲は登熟前に旱魃(かんばつ)の被害を受け、収量皆無で農家の暮らしは貧しかった。それが第1種兼業農家を含めて、農家1戸当たりの粗生産額は800

表-4 農業粗生産額の推移

年次	粗生産額 (百万円)	総農家数 (戸)	専業・第1 種兼業農家 数(戸)	1戸当たり粗生産額	
				総農家(千円)	専業・第1 兼農(千円)
44	2,958	3,167	2,137	934	1,384
45	2,953	3,139	2,091	941	1,412
46	3,230	3,076	1,995	1,050	1,619
47	3,400	3,014	1,899	1,128	1,790
48	4,375	2,951	1,803	1,483	2,426
49	6,525	2,889	1,707	2,259	3,822
50	7,209	2,826	1,611	2,551	4,475
55	9,217	2,547	1,409	3,619	6,542
59	10,732	2,417	1,315	4,440	8,161

資料：粗生産額＝農林水産統計年報，農家数＝農業センサス(45・50・55)，その他の年次は企画調整課推計。



ビニールハウス地帯

万円台。専業農家は1,000万円を超えるまでに伸びたのは、農業水利事業の完工前から短期間(昭和41～47年)に集中的に行われた田・畑の基盤整備によるものである。その後も毎年整備が継続し、現在92%を超えている。

昭和40年代農業は、機械化のはしりの時代であった。区画整理された田・畑の1枚の面積はそれぞれ30a、40aで、機械化に対応できた。全圃地は幹線・支線農道に面し、生産資材や生産物の搬入出も自由にできるようになった。水田地帯も排水路の整備で排水が良くなり、機械操作も便利になるなど、新しい基幹作物導入の受け皿ができていった。今までの単作地帯に近代的なハウス園芸、たばこ作等が導入され、新しい営農形態が定着しはじめた。

(1) 施設園芸の普及

本町は年間平均気温16.6度、日照時間2,455で早出しカボチャ等の栽培が行われていた。

昭和25年ころから、油障子低設温床栽培

28年 ビニール低設温床無加温促成栽培

35年 大型ビニール温床無加温栽培

40年 大型ビニール加温栽培

41年 野菜産地指定

等の経過をたどり、暖房機、ビニールの普及で施設園芸(キュウリ、カボチャ等)の産地化が始まった。

ハウスの単位面積は30aであるが、加温式大規模ビニール栽培の普及と時を同じくして区画整理が進められた。これが、本町施設園芸の面積拡大の原動力となった。その推移は表-5のとおりである。

本町の農業を支える最大の柱が施設園芸を中心とする

表-5 ハウス施設野菜の推移(昭和61年3月現在)

年次	戸数	面積	品 目 別 内 訳									
			キュウリ		ピーマン		カボチャ		ニラ		その他	
	(戸)	(ha)	(戸)	(ha)	(戸)	(ha)	(戸)	(ha)	(戸)	(ha)	(戸)	(ha)
昭.35	132	14	132	14	—	—	—	—	—	—	—	—
40	250	38	250	38	—	—	—	—	—	—	—	—
45	253	59	230	53	—	—	23	6	—	—	—	—
50	347	97	201	56	50	15	90	25	6	1	—	—
55	361	105	192	55	107	35	37	10	20	3	5	2
60	356	105	209	60	108	36	3	0.8	17	3	19	5.2



全国トップグループの生産を続けるたばこ耕作地帯

野菜で、キュウリ県第1位、ピーマンは第2位であり、野菜の町として栄えている。その礎をなすものは土地基盤整備による区画整理の結果である。

(2) たばこ

綾川農業水利事業は、戦後の食糧事情から畑水稻がいくらでも作付けできることが最大の魅力であった。その事業が完成した年に、日本の農政史上初めての稲作生産調整が行われ、期待は裏切られた。

どの作物を稲にかえて作るかが大きな課題であった。衆知を集め、研究を重ね、価格の安定したたばこの導入を発想して、専売公社とむずかしい交渉を繰り返し昭和46年から4年間に200haの増反の同意を得た。幸いにも町内にはたばこ作の農家が多く、栽培の伝統と技術があり、意欲も高かった。

田・畑の基盤整備で圃地の態勢はできているが、面積急増にあわせて苗床、共同作業場、乾燥室等の新しい施設を急がねばならない。このためには多くの資金がいる。これに対応するため、新しく発足する第二次農業構造改善事業を導入するのが最善である。

これには必須条件として農業振興地域の指定が絶対である。町内全域の耕地を字図で1枚ずつ調査するなど、連続徹夜の作業を続け、書類の調製に努めた。

幸いにも農業振興地域の指定があった。この結果を受けて、第二次農業構造改善事業導入に全力を注ぎ、昭和46年度採択された。異例の事前着工の認可を受け、600haの育苗のできる日本一の育苗圃や関連乾燥室、作業場も

表一六 たばこ収納実績

年度	戸数(戸)	面積(a)	収納代金(円)
45	511	30,473.9	369,330,215
46	461	38,730.2	635,847,825
47	428	42,731.7	682,768,000
48	399	42,102.7	955,957,940
49	375	40,730.7	1,491,751,320
50	376	40,951.6	1,616,520,620
51	378	41,747.8	1,847,581,260
52	371	42,008.4	1,942,035,645
53	364	40,741.4	1,827,310,550
54	360	39,809.9	1,857,861,370
55	354	39,447.1	1,845,219,775
56	346	38,630.8	2,000,703,810
57	339	35,577.8	1,847,060,370
58	332	35,604.4	1,670,315,045
59	326	35,942.5	1,599,527,930
60	298	33,670.8	1,594,223,765

完成した。

急に伸びたたばこ作は、全国第2位の生産を続け現在もトップグループである。概要は表一六のとおりである。

(3) その他の作物

④ 茶(特産地の指定を受け、製茶場、二次構造改善で摘採機、格納庫の整備)

圃地の整備により機械作業ができるようになり、新しい主幹作物として発展した。特に、一番茶が霜の被害を受けていたが、綾川の水を利用したスプリンクラーで霜害の防除ができ、特産物として定着した。

⑤ 千切大根

作付け面積日本一で、300haの作付けがあり、綾川の水の利用により生産が着実に増大し続けている。

10. 心の構造改善事業

町の農業粗生産が急速に伸びた。農林統計を見て、各

種導入事業の成果が結実したと喜んだ。農協の責任者に聞いてみると、2,800戸の農家中、農産物を出荷するのは1,700戸。その中で、今年の収入を来年の生産費にあてるものは、わずかに150戸であるとのこと。

統計を見て農家が豊かになったと喜んでいたり、しみじみと反省した。あたかも経済成長の登りつめのころである。借金が増えても今後の支払いは楽であるとの考え方が、消費は美德であるとの当時の世相と重なり、どの農家も借金が大きくなった。

第一次オイルショックで経済界は混乱しても、消費の情性は続いた。この風潮にストップをかけようとして発足したのが「生活を守る運動」である。

(1) 生活を守る運動（昭和52年）

「節約と工夫で守る我が家の暮らし」の標語のもとに、
・お金のとれない時代になっている。ムダをはぶいて節約を。

- ・機械代を背負って働く苦しい暮らしから足を洗う。
- ・家族みんなで話し合い、生活に勘定と工夫を取り入れる。

等の重点推進10か条と、結婚祝い、結婚披露宴、新築祝い、出産祝い等の7項目のお包金の申し合わせ額を別に定め、町民総ぐるみでこの運動を展開した。

この運動実行のため、国富町生活を守る運動推進協議会を結成し、現在も続けられている。

(2) 青色申告会（昭和51年）

実態に即した納税は当然であるが、そのために青色を申告しよう。これと経営の実情を明確に把握する目的で記帳促進のために、町で予算を計上して奨励をした。現在これは農協に引き継がれて、大きな組織となっている。

(3) 中核農家群の育成（昭和50年）

2,800農家の中には極めて優秀な個性豊かな経営をしている農家がある。その人たちは、長い間の体験と研究の積み重ねで、その農業経営には汲めども尽きない滋味があり、底には独特の信条があり、哲学があった。

このような12の農家を選び出し、³「中核農家群」と命名をした。「あの人に追いつけ追い越せ」「農家が農家に

学ぶ運動」を推進した。2,800の中モデル農家である。

この12の農家を拠点として、町内全域に広がることを念願したのである。今もこの農家群はモデルとしての影響で、農民教育に寄与している。また、営農研修大学の教育にも講師として活躍をしている。

(4) 見なおす営農研修大学（昭和53年）

耕地は条件整備がされた。これを生かし活用して、どのような農業経営を展開するかが重要で中心的な課題となった。この主体となるのは人であり、その人は育っているであろうか。

減少の一途をたどる専業農家の核となって、ゆるぎない信念をもち、本町の農業を支えリードする人材育成こそが、すべての基盤であると考えた。

この理想実現のために、一般行政の枠をこえた教育の問題に取り組むことになった。「見なおす営農研修大学」が昭和53年に発足した。

目 的=現実の農業経営を見なおし、活力のある経営能力を身につける

人 員=15人

選 抜=30歳前後の経営主体者で最優秀者

期 間=1年（4月～3月）

学習方法=問題を中心に研究討議をするゼミナール方式による相互研修

視 察=現地視察を随時、年1回全員毎日新聞社主催の全国農業コンクールに参加

合同研修会=年1回研修発表、講師の講演

昭和53年（第1期）に発足し、61年3月に第8期生が修了する。120人の修了生が中核となり、活発な活動を続け、国富町の農業を盛りあげている。

卒業後は、各期ごとに同窓会（一期会、二期会、若竹会等）を結成し、夫婦そろって年に何回かの研修会を開いている。

11. あとがき

国営綾川農業水利事業で触発された大規模圃場整備で新しい作型の農業が定着した。急速に生産が伸びた。それに付随しておきた諸問題にどう対応をしたか、の概要を記することにした。

駅館川地区土地改良事業

富田 一 士*

1. はじめに

本地区は、県下最大の穀倉地帯であり、大分県の農業を語る時は、良きにつけ悪しきにつけ一番先に話題となる地区である。

地区の中央を貫流する駅館川は、主要な水源として、重要な役割を果たしているが、瀬戸内気象の影響で年間降雨量が少なく、流域狭少、地形急峻などの自然的不利な条件に加えて、水利施設が不備なため、用水不足による干害を受けていた。

又地区内の圃場は、1枚1枚の区画が狭く、農道、用排水路も未整備のまま、労働生産性の低い農業が営まれていた。

これら旧態依然の農業から脱却し、近代農業を目指して生れ変わりつつある宇佐平野について報告するものである(図一参照)。

2. 地域、地勢の特性

大分県の北部に位置し、北は瀬戸内海西部の周防灘に面し、南は「ユズ」の生産地として有名な院内町、又「スッポン」と、西日本一の「ブドウ」生産地として有名な安心院町、東は、豊後高田市、山香町、西は、福沢論吉先生、生誕の地中津市と、三光村、本耶馬溪町に、それぞれ接している。

宇佐平野の中心部を東西に、日豊本線が、又国道10号線がこれと併行する形で通過しており、これを動脈として北九州市と大分市とは、緊密に結ばれている。面積は、177.8km²、大分県の約3%を占めており、県都、大

分市の約1/3である。

人口については、約52,000人で、16,000世帯、そのうち農家数は、7,000世帯となっている。市南部から北部にかけて山地、丘陵地、台地、低地が東西に長く带状配列となっており、台地、低地が市の主要部分を占めており、平均勾配は、1/700である。

気候については、瀬戸内海型に属するが、冬季、北西季節風時には、雲が多く雨雪が降る気候である為、準日本海型気候区といえる。

年間降雨量は、1,470mmで我国の平均降水量約1,600mmよりかなり下回っている。

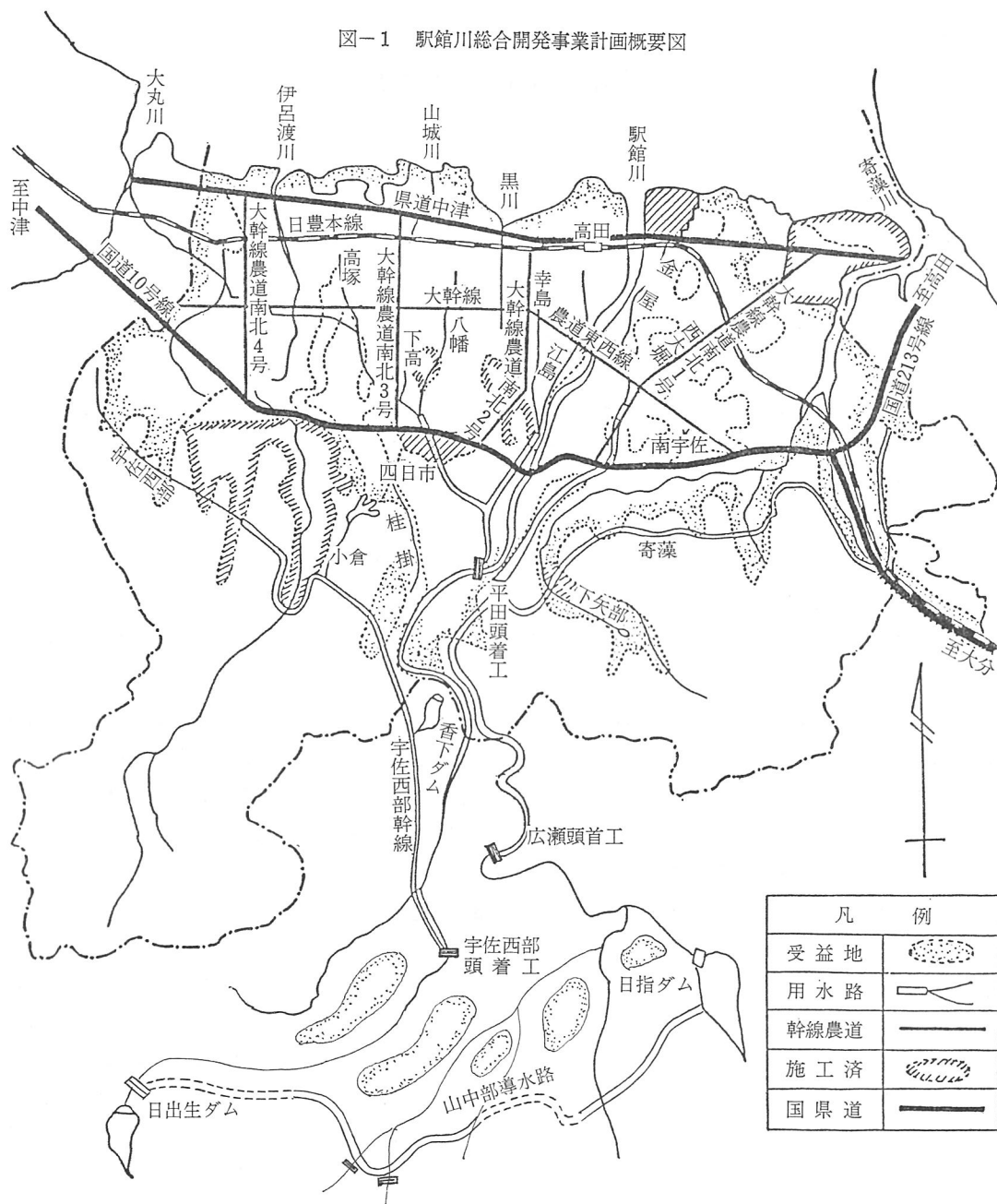
このような気象条件から、干ばつ被害が多く古来様々な水利対策が講ぜられ、頭首工の設置、溜池の築造等が、宇佐市内には、多く見られる。従って本地域の水利開発は、こういった大干害が動機となったのである。

3. 総合開発事業の生いたち

宇佐平野には、大小河川が7本あり、これら河川は、いづれも周防灘にそそいでいるが、特に駅館川は、平野中央部を貫流し、宇佐平野を古来よりはぐくんできた母なる川である。又当平野は、駅館川による沖積平野で、宇佐米の産地として有名であり、農業を中心とする宇佐市の生みの親は駅館川である、といっても過言ではない。宇佐地方は、瀬戸内海気候で、県内でも降雨量の最も少ない地域である。又流域も狭少で、山間部から海岸にかけて、傾斜しており、豪雨、台風などによる氾濫が度重なり起っており「ヤッカイ川」の異名を欲しいままにしていた。従って、水利事業の完備が宇佐農業に課せられた最大の課題であった訳である。

* 大分県駅館川総合開発事業事務所工務課長 (とみた かずお)

図-1 駅館川総合開発事業計画概要図



昭和33年西日本一帯を襲った大干ばつを契機に、駅館川農業水利総合開発期成同盟会が、結成されたが、この目的は、このような水問題を解決しようとするもので、すでに昭和12年、当時の27か町村が、問題解決の為参集して、駅館川水利統制期成同盟をつくり、農林省に陳情したことに源説がある。

駅館川総合開発事業の骨子となる事業は、次のとおり

である。

①水田の用水補給計画

絶対水量の不足解消の為、水源施設（ダム2か所）の新設用水路の新設、改修し用水の補給、漏水の防止

②畑地灌漑計画

作付体型の合理化を計る為、畑地灌漑を行う。

③ほ場整備計画

平坦部 5,300 haを対象に、用排水分離を行い排水不良地域の解消により、土地生産性の向上を図ると共に、維持管理及び労力節減効果を目的とする。

<事業計画の沿革>

- 昭和12年 駅館川水利統制期成同盟結成(27町村)。
- 昭和13年 駅館川調査事務所発足。
- 昭和16年 農地開発営団により、実施を試みたが第2次大戦により止むなく中止。
- 昭和21年 農地開発営団が、再調査開始。
- 昭和23年 農地開発営団閉鎖により、農林省熊本農地事務局により調査計画の樹立。
- 昭和27年 萱籠ダム(安心院町)の地質不良の為、調査打ち切り。
- 昭和32年 日出生ダム(院内町、珠玖町)建設に向けて農林省に調査を強く請願。
- 昭和35年 駅館川沿いの約6,000 haの農用地を対象とした農業用水の確保の為の本格的調査を開始。
- 昭和37年 大分県駅館川総合開発事業事務所発足。
国営かんがい排水事業採択。
駅館川土地改良区連合発足。
- 昭和39年 国営駅館川農業水利事業所発足。
- 昭和40年 国営駅館川開拓建設事業所発足。
国営総合農地開発事業実施。
日出生ダム築造開始(昭和40年3月)
- 昭和42年 県営駅館川土地改良事業実施設計地区(国営附帯かんがい排水事業)採択
- 昭和45年 県営大規模ほ場整備事業着工

}	横山地区	294ha	}
	和間地区	344ha	
	駅館第1地区	199ha	
	その他団ほ	390ha	
			を除く A = 3,421ha

4. 大規模ほ場整備事業

東九州でも最大の穀倉地帯である当宇佐平野が、現在の景観を持つに至ったのは、さして古い時代の事ではなく江戸時代からの新田開発や、水利事業によって拓かれた

ものである。

このような干拓事業による新田開発や、水路網の整備等様々な農業土木事業が行われた結果、宇佐平野における農業生産活動の基盤が拡大され整備されてきた。

なかでも宇佐農業の母といわれる広瀬水路は、日田の豪商、広瀬久兵衛により江戸時代に着手されたものであり又新田開発も、彼によって久兵衛新田等を含む数多くの新田が残されている。

このような背景をもとに、宇佐平野の平坦部にある農地 3,421 haを対象に、国営、県営幹線用水路と、関連させながら、総合的にはほ場整備を計画し、昭和45年度に県営駅館川地区大規模ほ場整備事業として採択された。

<一般計画>

①区画の形状 ほ区300m×100m
耕区 30m×100m

②用水計画

地区の水源は、山中部に新設された日出生、日指の両ダムと、山麓部に散在する溜池であり、日出生、日指の両ダムより河川に放流された用水は、宇佐西部、広瀬、平田、各頭首工により取水し、国営、県営で施工した水路より、夫々導水し、各ほ場に配水する。

用水量算定の基礎になる日減水深は、20mm/dayを採用し送水口又は、15%と決定した。

③排水計画

排水本川は、駅館川、寄藻川、伊呂波川、五十石川、が主となる放流河川であるが、小河川については、新たに県営かんがい排水事業で松崎、弁財、黒川庄、等を計画し、ほ場整備事業と同時にしくは、先行させることで事業の早期効果発生と経済性を計ることとしている。

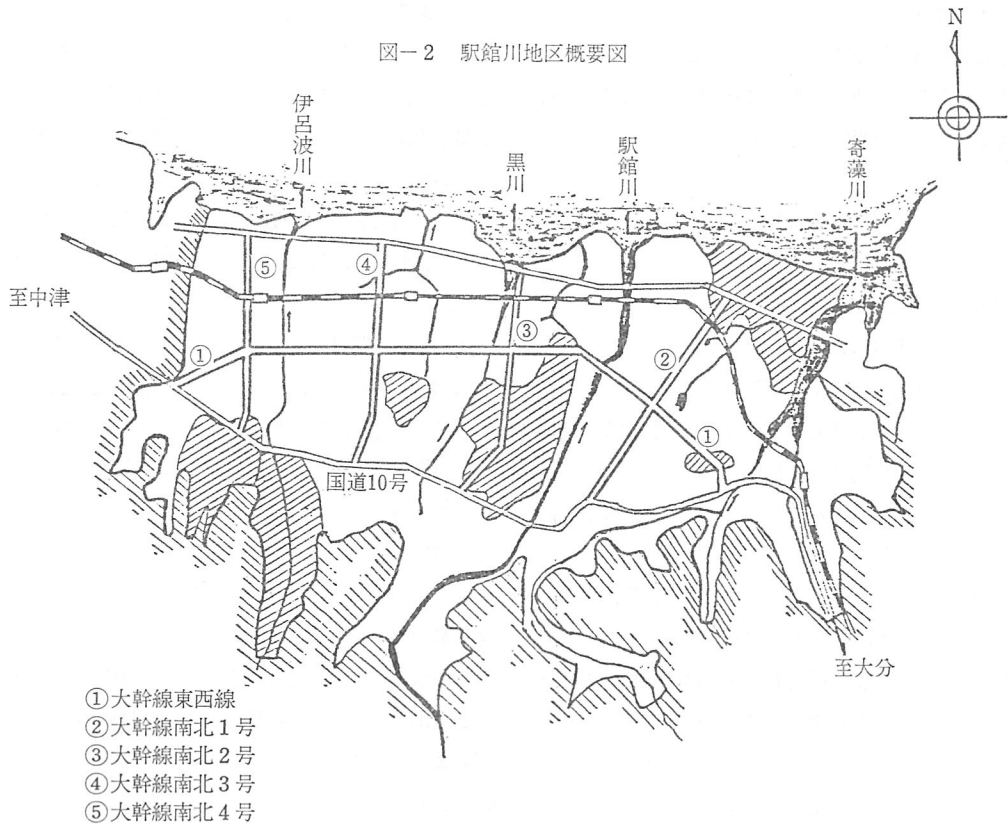
基準雨量 1/10確率186mm/day

以上が、ほ場整備事業の概要である。

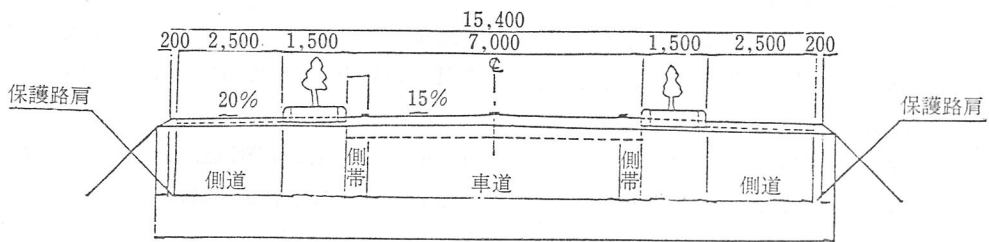
④農道計画(大幹線農道)

宇佐市は、大分県広域営農団地区分の中の、宇佐高田広域営農団地に含まれる水田地帯で、農産物の流通、輸送の計画に当たっては、現在建設中の国東及び、西国東地区広域農道との連結を配慮するとともに、宇佐市農業開発(田園公園)計画に基づいて地区内に建設される田園センターとの有機的なつながりを考えて、基幹となる大幹線農道を建設するものである。

図-2 駅館川地区概要図



標準断面図 S = 1/100



即ち、東西線 ($l=12.2\text{km}$) 1本と、これに直角方向に、約3km間隔で南北1号線 ($l=4.9\text{km}$)、2号線 ($l=4.4\text{km}$)、3号線 ($l=4.6\text{km}$)、4号線 ($l=3.8\text{km}$)、合わせて5本 ($l=29.9\text{km}$) を建設する。

5.300ha余りの農地の基幹農道である大幹線農道は、農業用物資輸送の動脈となるものであるが、円滑な運行を図る為に7.0mの車道幅員としている。又、ほ場整備により農村の休息の場として点在した木陰が失われる為

に、自然環境の保全から車道の両側に各々、幅1.5mの植樹帯を設け、その樹種としては、ホルトの木、千本杉、貝塚いぶき等の植栽を計画している。更に、通作、通勤、通学の関係で、耕作道、自転車道、歩道として利用されることから安全性を図る為に両側に2.5mの側道を設ける。

ほ場整備事業の実績

県営

地区名	事業量 (ha)	事業費 (千円)	施工年度
横山	294	501,020	S. 41~47
和間	344	526,614	S. 42~47
駅館川第一	199	583,000	S. 44~50
駅館川	3,421	21,841,000	S. 45~65
4地区	4,258	23,451,634	

団体営

地区名	事業量 (ha)	事業費 (千円)	施工年度
駅川	150.5	109,470	S. 37~40
矢部	59.9	131,586	S. 40~42
小柳	78.7	185,263	S. 43~44
北宇佐	101.0	467,400	S. 51~55
4地区	390.1	893,719	

※県営4地区、団体営4地区、合わせて4,648haのほ場整備をしている。

※大分県内で県営ほ場整備事業として、初めて着工したのが宇佐市であり、現在に至る。

※

項目	大分県	宇佐市
① 水田面積 (ha)	49,053	4,979
② 整備済面積 (ha)	14,850	4,244
③ 整備済率 (%)	30.2	85.2
④ 1戸当たり面積 (ha/戸)	93,740戸 0.52	7,046戸 0.71
⑤ 裏作付率 (%) (整備済内)	57.9	68.0

道路諸元

道路構造令	3種3級
計画交通量	2,198台/日
設計速度	50km/h

⑤換地計画

換地工区は全体で、21工区あり、地積の基準は登記簿地積によるものとする。又、清算方法については、比例地積清算とする。

団地計画としては、従前団地数が33,405あり、1戸当たり5団地を1.5団地とし、面積的には、1団地3,500m²である。

なお、換地事務は宇佐市に委託しており、この対応の為、市では大規模圃場整備事務局を設置し庶務係、換地第1～第4係迄、総勢23人で換地事務を行っている。

5. 田園センター計画

(農業関係諸機関集合地域)

ほ場整備事業完成後、大型機械導入により近代的な農業経営に対処し、生産から流通までを有機的に結びつけるため、大幹線農道の交差点に各々田園センターを確保する。これらの施設用地は、不換地により創設するが、ほ場整備事業では、施設用地のみを確保し、上部施設については、他事業にて整備することになっている。

大幹線農道の東西線と南北線との各交差点名称をポイントと称しており、これらの面積を合わせると約14haである。各々のポイントは、この宇佐平野における農業発展の核となる農協、およびその支所農業機械センター、カントリーエレベーター、育苗施設農産物加工集出荷所等の農業関係諸機構を集合させて1部には、農村社会の結びつき、人と人とのふれあいの場として農村公園、農業者トレーニングセンター、グラウンド、婦人の家等を建設するものである。

6. 文化財との出合

全国4万社に及ぶ八幡宮の総本社である宇佐神宮を擁する宇佐市は、六郷満山文化で、著名な国東半島の西側基部に位置しており、県内でも有数の穀倉地帯としての広大な水田が、古来より発達した地域である。

農業基盤整備と、文化財保護を両立させて、大規模ほ場整備事業を農家の期待通り、スムーズに行う為に関係機関である県教育委員会、駅館川総合開発事業事務所、県宇佐事務所、市教育委員会、土地改良区、宇佐の文化を守る会が、「宇佐地域農業振興と文化財保護連絡協議会」を、昭和46年に設立した。

従来の発掘が開発工事の進行中、あるいは、原因者負担による開発を前提とした調査であったのに対して、この調査は、開発迄の時間的余裕がある間に行って、遺跡の重要性を市民及び開発関係者に十分認識をしてもらうことを目的としたもので、こうした調査方法は、それ以後引き続き行われている。

一方、駅館川右岸高台には、多くの古墳群があり、宇

佐国造に関係付けて考えられるとして重要視されていたが、こうした遺跡が多く存在する地域の広域保存を、目的として、風土記の丘建設構想の機運が高まり、昭和46年から3か年の歳月をかけて、建設予定地周辺の考古、歴史、動植物、地質学上の現地調査が行われた。その結果、昭和56年、県立宇佐風土記の丘、歴史民俗資料館が3年間の歳月を要して完成し、大分県民待望の本格的文化財保護施設として期待され、現在展示を含めて多様な活用がなされている。

7. 農村環境整備

昭和45年に、大規模なほ場整備事業が着手されたが、これと合わせて農村集落の生活環境の条件整備を図るべく昭和49年に、農村総合整備モデル事業に着手した。モデル事業の考え方は、生産基盤整備の効果を完全にする為に必要不可欠な生活施設でありながら、過去の制度の下においては、実施出来なかった事業を行おうとするものである。

当地区の場合、ほ場整備地区内の、農道、農業集落道の整備、舗装、家庭雑排水の用水路への流入防止の為に、農業集落排水施設整備、住民の憩いの場作りとして、農村公園施設の整備、又当地区は、稲作地帯ということもあってモミガラ処理は、従来各々の田圃で焼いており、この被害があちこちで取りあげられるようになって、この対策として農業集落環境管理施設整備の中で、モミガラ、くん炭処理施設を計画した。

これは、産業廃棄物の再利用ということで、製鉄関連に利用されている。本モデル事業も、昭和60年度迄、68%の進捗で昭和63年完了を目途に進められている。

8. おわりに

以上、宇佐平野における駅館川総合開発事業の歴史について述べてきたが、最近の農業をとりまく諸情勢は、国内的には、米の需給不均衡による水田利用再編対策の推進や、野菜価格の不安定、生乳の計画生産等農畜産物全船に亘って問題があり、加えて国際的にも農畜産物の輸入拡大など非常に厳しい状況下にある。しかし、宇佐平野においては、総合開発事業により気象災害による不安は解消され、農地の集団化、機械化、施設野菜の団地化など、その基盤は確立した。

今後期待するものとして、労働力の配分を加味した集団栽培や、経営規模の拡大に向けての農地流動化、委託栽培、機械体系の整備をして、機械銀行の設置により、大型機械施設の整備と効率的運営を主体に、地域ぐるみの農業をすることで労働生産性を高め、営農活動の活性化を図ると共に、新たな農村集落排水事業により、農村生活環境の整備充実を推進してゆくことが、この田園都市宇佐平野の発展に結びつくものだと思う。

大分県の農村総合整備について

川野 宏 平*

1. はじめに

大分県は、明治9年豊前と豊後をあわせて8町492村で誕生した。その後、自治体制の確立に伴い合併がくりかえされ現在のすがた(11市36町11村)になったのは昭和42年のことである。その昭和40年代初頭における本県の農業集落数は、およそ3,400集落であり、その数は現在もあまり変わっていない。

58市町村3,400集落——これが、大分県における農村総合整備の整備目標である。

昔から、農村は国土及び自然環境の保全などを通じて健全な地域社会の形成・維持発展のため重要な役割を果たしてきた。モータリゼーションの普及や情報化の進展などにより農村を取り巻く社会環境は、確実に変貌をとげてきた。しかし、農村の本来もつべき集落機能は何ら変わらず、共同体的意識のもと農業にとって欠かすことの出来ない水をまわり大地の恵みに感謝し、部落総出で豊饒を祝ってきた。

反面、若者の都市への流出による後継者不足、それにつづく農業従事者の高齢化、兼業農業の増大など多くの諸問題も現出してきた。

大分県が、現在すすめている「一村一品運動」や「村おこし運動」は、そんな農村(地域)社会の活性化をはかり、農村のもつべき機能を最大限に発揮し農村の生活レベルの向上をはかろうとするものである。そして「一村一品運動」や「村おこし運動」がソフト面での活性化をはかるものなら、農村総合整備事業はハード面での活性化をめざすものである。

快適で魅力ある農村をつくり人をひきつけ誰れもが住

んでみたくなるような農村にする、それが、農村総合整備事業の目的であり、大分県の58市町村・3,400集落の目標である。

2. 大分県農業の現状

昭和40年に95,100haあった本県の耕地面積は、昭和60年には77,000haとなり、20年間で18,100haが減少した。農家戸数にしても、115,900戸から87,000戸へと減少し、産業構造における農業の占める割合が、大分県においても減ってきたことは事実である。しかし、その形態をみていると農家戸数の減少にもかかわらず、専業農家の占める割合は昭和50年以降微かづつながら増えつづけている(図一1)。

農業粗生産額にしても、対全国比1.5%のラインを維持しつづける昭和60年度には、1,800億円(対全国比1.6%)に達することができた。

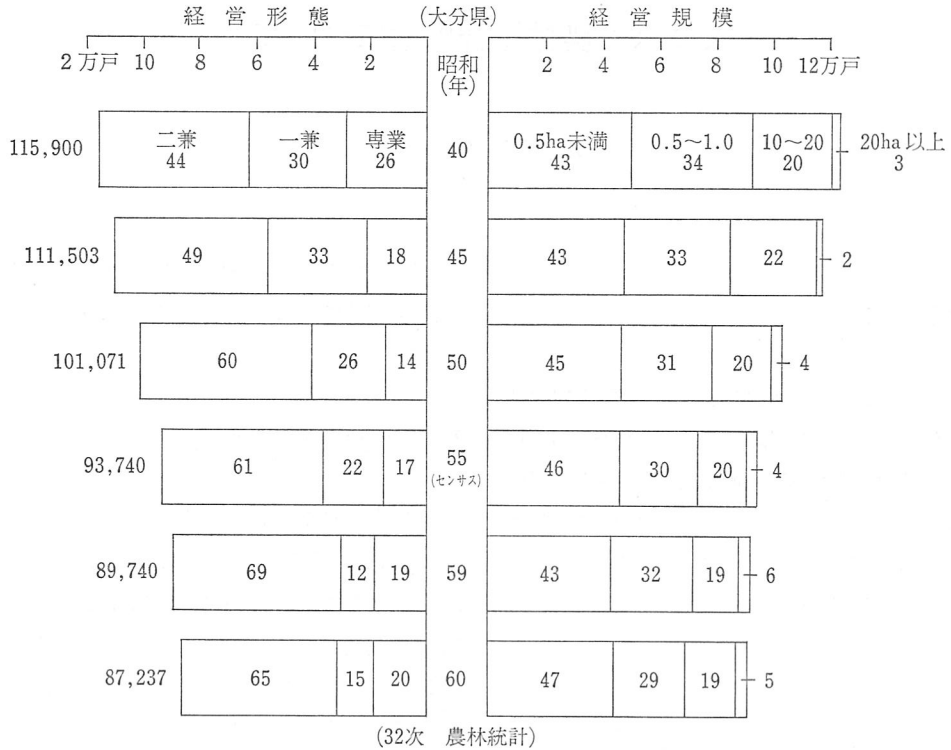
昭和59年2月に策定した大分県農業振興計画では、その目標年次である昭和65年において耕地面積75,600ha、農家戸数80,000戸、農業粗生産額2,180億円を設定している。これらを達成するため農業者、農業団体、行政機関が一体となって、「足腰の強い大分県農業」をつくりあげていくことがこれからの課題である。

3. 土地改良事業の現状

大分県における土地改良事業は、谷合いにひろがった狭い耕地、標高差に富んだ分布など厳しい地形条件のもと、古くから水田を主体に水の利と土の利を求めて行われてきた。とりわけ水の利については、大野川流域を中

* 大分県農政部耕地課長(かわの こうへい)

図一 農家戸数と経営規模の推移



心に井堰や井路の改修をすすめながら、県下全域で農業用ダムの築造により新規水源の開発をすすめてきた。現在、18か所のダムが完成し、5か所が建設中、17か所が計画されている。

また、土の利については、昭和41年以来県営ほ場整備事業を中心に水田の区画整理をすすめ、昭和60年3月末現在で15,676haの整備が完了している（整備率39.5%）。

さらに、近年果樹や野菜など畑作物の振興に伴い、その品質重視の傾向や産地間競争の激化などにより畑地帯の整備も重要となり、県下8地区で畑地帯総合土地改良事業をすすめている。

広域農道をはじめとした農道網の整備も、県下全域ですすんでおり機動性を備えた農道網により流通の合理化、定住条件の確立がはかられている。

大分県の昭和61年度土地改良関係当初予算は、およそ230億円で、これは県全体予算に対して6%、農政関係予算に対しては57%を占めている。これらの予算を重点的かつ効果的に配分して地域住民の多様化するニーズに応えるべく、³「豊の国」の土地改良を推進しているところである。

表一

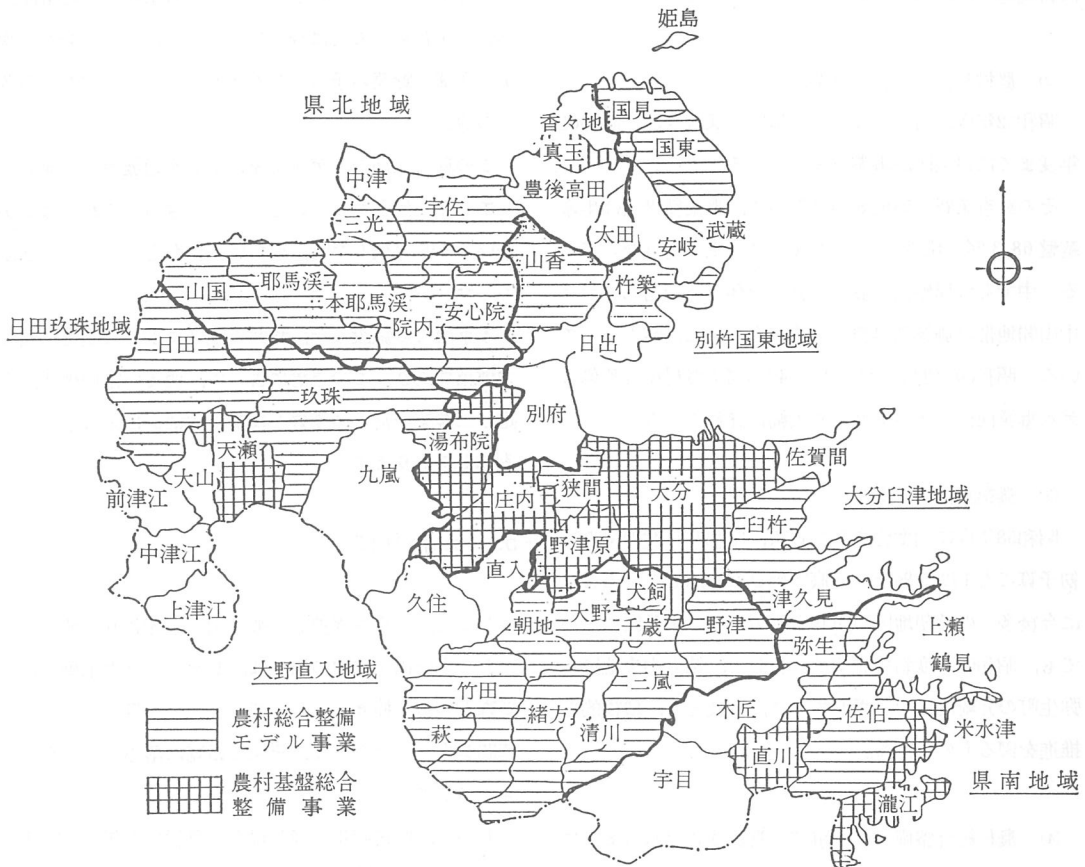
事業名	年次	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
農村総合整備モデル(累計)		2	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		(2)	(3)	(6)	(8)	(10)	(12)	(14)	(16)	(18)	(20)	(22)	(24)	(26)
農村基盤総合整備(累計)					2	3	4	1	2				1	1
					(2)	(5)	(9)	(10)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(14)
農業集落排水(累計)														(1)(1)

4. 農村総合整備事業の実施状況

大分県における農村総合整備事業は、58市町村のうち36市町村で実施されている。

昭和49年度に農村総合整備モデル事業、昭和52年度に農村基盤総合整備事業が各々着手され、以来、昭和60年度までに153億円が費やされており、年間平均ではおよそ18億円が実施されている。昭和61年度時点の総事業費は479億円となっている。

(1) 農村総合整備モデル事業



農村総合整備事業実施地区一覧表

ミニ総パ

モデル

地区名	市町村名	着工年度	完了年度	地区名	市町村名	着工年度	完了年度	地区名	市町村名	着工年度	完了年度
直見	南海部郡直川村	52		宇佐	宇佐市	49		国東	東国東郡国東町	56	
由布院	大分郡湯布院町	52	56	玖珠	玖珠郡玖珠町	49	61	安心院	宇佐郡安心院町	56	
真玉	南国東郡真玉町	53		院内	宇佐郡院内町	50	60	佐伯	佐伯市	57	
西庄内	大分郡庄内町	53		三重	大野郡三重町	51		萩	直入郡萩町	57	
蒲江南部	南海部郡蒲江町	53		弥生	南海部郡弥生町	51		杵築	杵築市	58	
長谷	大野郡犬飼町	54		耶馬溪	下毛郡耶馬溪町	51		三光	下毛郡三光村	58	
諏訪北	大分郡野津原町	54		山香	速見郡山香町	52		武蔵	東国東郡武蔵町	59	
丹生	大分市	54		野津	大野郡野津町	52		千歳	大野郡千歳村	59	
下湯ノ平	大分郡湯布院町	54		竹田	竹田市	53		山国	下毛郡山国町	60	
阿南	大分郡庄内町	55		狭間	大分郡狭間町	53		本耶馬溪	下毛郡本耶馬溪町	61	
諏訪南	大分郡野津原町	56		日田	日田市	54		朝地	大野郡朝地町	61	
女子畑	日田郡天瀬町	56		白杵	白杵市	54		久住	直入郡久住町	62	
米水津北	南海部郡米水津村	60		国見	東国東郡国見町	55					
米水津南	南海部郡米水津村	61		緒方	大野郡緒方町	55					

昭和49年度に宇佐及び玖珠地区が採択されて以来、昭和61年度までに26地区が採択され事業を実施している。26地区の総事業費は、419億9,600万円で、事業種構成は生産基盤42.0%、環境基盤40.7%、環境施設13.3%、特

認4.0%となっている。昭和60年度までの進捗は30.5%で当初計画より大幅に遅れている現状である。昭和60年度に院内地区、昭和61年度に玖珠地区の完了が各々予定されており、今後とも実施地区の早期完成を図るとも

に新規地区の計画的な推進が望まれるところである。

(2) 農村基盤総合整備事業

昭和52年度に由布院及び直見地区が採択され、昭和61年度までに14地区が事業実施している。

その総事業費は58億8,700万円で、事業種構成は生産基盤68.3%、環境基盤30.6%、特認1.1%となっている。中でもほ場整備、農道整備が全体の $\frac{1}{2}$ を占めており中山間地帯の農業基盤整備に重点を置いた内容となっている。昭和60年度までの進捗は42.3%で農村総合整備モデル事業同様、予定進捗より大幅に遅れている。

(3) 農業集落排水事業

昭和58年度に制度化されて以来、昭和61年度の国の当初予算でも142.5%という高い延び率を示しているように今後多くの希望地区が予想されている。大分県においても、昭和62年度新規希望地区として、緒方中央地区と弥生町の井崎地区を計画しており、今後とも、積極的な推進を図るものである。

(4) 農村総合整備モデル事業(営農飲雑用水事業)における臼杵地区(高山団地)の実例

高山団地は、臼杵市の南西約10km、標高70mの高台にある野菜と畜産を主とした65世帯の集落である。雑用水・飲用水については、湧水、井戸水等に依存してきたが、水源に乏しく水質にも問題があったため、渇水期には地元住民の生活用水にも支障をきたしていた。

そのため、本事業により高台に設置した配水池までポンプで良質地下水を送水し、配水池から配水管6,300mを配管して営農飲雑用水の確保をはかったものである。これにより生活用水、家畜用水及び、育苗用水、野菜・農機具の洗浄用水などが確保され、生産活動の改善、公衆衛生の向上、福祉の増進がはかられたところである。

ここに施設の完成に伴い喜びを語った文書があるので紹介する。

「豊かな文化生活が営めます」

(受益者・河野静津子)

一日の農作業で疲れきった足を引きつりながら、夕暮

れの坂道を谷底の井戸からくみ上げる水の貴重な事は、高台に住む私共の心に今も焼きついてはなれません。炊事、洗濯、野菜の予防、かん水も一日として欠かせぬ苦勞の連続でした。

この程、念願のモデル事業による水道施設が完成いたしました。何とコックひとつで澄みきったきれいな水が勢いよく吹き出した時、夢ではないかと思うほどの感激でした。

本事業での施設こそ、私共の地区にとって歴史に残る大偉業であり、この恩恵によって、明るい家庭生活、安定した農業経営とより豊かな文化生活が出来る事を楽しみにしております。

5. おわりに

かつて、「うさぎ追ひし彼の山、小鮎釣りし彼の川……」で思い出す農村の風景は、せせらぎと丸木橋と鎮守の森とつるし柿etc……であった。牧歌的で時として時間が止まったような、そんな錯覚に落ち入りそうなイメージがあった。

しかし、戦後40年を経た現在、農村にも新しい時代の波が押しよせ、都市化現象は生活習慣や環境だけでなく、そこに住む人々の思考や行動にも影響を与えてきた。

農村総合整備の整備水準目標が、「都市なみの居住条件の達成」であることからすると、それは、好ましい状況ではあるが、全てが都市化されることには抵抗がある。やはり、農村には、都市にはない人と人とのふれあい、あたたかみが欲しい。

田んぼが整備され、道路が良くなって、日曜だけの百姓ですむようになって、収穫のあとにはみんなで鎮守の森に集まり、神楽を舞って祝う、そんなぬくもりが欲しい。

農村総合整備が、単なる基盤や環境の整備だけにおおらず、そこに住む人々の心のつながりをより大切にして豊かな農村社会をつくっていく架け橋たらんことを祈る。

農村は、農業を営む人々の生産の場であるとともに、安息の場であるのだから――。

事務局通信

60年度の第7回現地研修会は、京都府・滋賀県をはじめ近畿農政局、各県土連その他現地見学の対象となった滋賀県下各市町村等大変多くの機関の御協力により盛大に開催された。内容的には農村の新しい環境整備の方向を旨としたものを中心に、バラエティに富み大変熱心な参加が見られた。

今回より次年度開催農政局等を早く決定して準備を進めたため、九州農政局および大分県より関係者の出席を頂き、円滑な引き継ぎを行うことが出来た。

60年度は一村一品で有名な大分県での開催であり、知事の特別講演をはじめ大分県の大変な御尽力と、構造改善局・九州農政局の御支援により、注目を集めた研修会の開催となった。

なお、農業土木学会大会の際に開催された総会・討論集会では、神奈川県・横浜市および国土庁の担当者より大変興味ある話題の提供を頂き、時間不足がおしまれた。

昭和61年度農村計画研究部会総会資料

1. 昭和60年度活動報告(案)

① 第7回現地研修会の開催(農村計画学会協賛)

「農村整備の新しい方向
—農村のアメニティー—」

日 時 昭和60年8月6日 9:00~17:00

7日 8:45~16:30

場 所 京都市 京都会館

参加人員 研修集会:584人

現地見学会:393人

懇 親 会:209人

② 研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol.14, No.1 (No.32)

昭和60年8月21日発行

印刷部数 850冊

③ 総会および討論集会の開催

日 時 昭和60年8月21日

場 所 川崎市 明治大学農学部

参加人員 約30人

総 会

(1) 昭和59年度活動報告及び会計報告

(2) 昭和60年度事業計画及び予算案

(3) 役員人事及び幹事体制の変更

討論集会

テ ー マ 「集落居住地開発と土地改良」

2. 昭和60年度収支決算(案)

(収 入)

前年度繰越金	371,115
現地研修会費繰入金	170,480
農土学会交付金	100,000
雑収入	58,142

699,737

(支 出)

会議費	54,590
通信費	57,090
印刷費	51,900
事務費	154,040
繰越金	382,117

699,737

3. 昭和61年度事業計画案

① 第8回現地研修会の開催(農村計画学会協賛)

昭和61年7月23～24日，大分市
 テーマ 「新しい時代の農村計画」

② 研修集会テキスト兼部会誌の発行
 農村計画 Vol.15, No.1 (No.33)

③ 総会及び討論集会

日時 昭和61年8月28日

場所 京都市 京都大学農学部

4. 昭和61年度予算(案)

(収入)

前年度繰越金	382,117
交付金	100,000
雑収入	57,883
	540,000

(支出)

通信費	50,000
会議費	50,000
事務費	200,000
予備費	240,000
	540,000

5. 役員一覧(昭和61年5月27日現在)

部会長 中川昭一郎 農業土木試験場場長
 副部会長 北村貞太郎 京都大学農学部教授
 監事 石光 研二 農村開発企画委員会常務理事
 事務局長 今井 敏行 農業土木試験場農地整備部室長
 事務局 加藤 克明(交代) 農業土木試験場農地整備部
 研究員
 事務局 石田 憲治 農業土木試験場農地整備部研
 究員

(1) 常任幹事 順不同

穴瀬 真 東京農工大学農学部教授
 志岐 国男 新農村開発センター常務取締役
 梅田 安治 北海道大学農学部教授
 岡本 雅美 岩手大学農学部教授

荻野 芳彦 大阪府立大学農学部助教授
 笹野 伸治 熱帯農業研究センター研究技術情報官
 高橋 強 京都大学農学部助教授
 千賀裕太郎 宇都宮大学農学部助教授
 林 新太郎(交代) 農水省構造改善局整備課課長補佐
 富田 正彦 東京大学農学部助教授
 長野 孝夫 日本農業土木総合研究所常務理事
 松村 洋夫 農村開発企画委员会主任研究員
 元杉 昭男 国土庁地方振興局農村整備課課長補佐
 安田 昭彦 農水省構造改善局事業計画課課長補佐
 安富 六郎 茨城大学農学部教授
 藍沢 宏(交代) 東京工業大学工学部助教授
 有田 博之(新) 農業研究センター農業計画部室長
 藤沢 和(新) 明治大学農学部助教授

(2) 幹事(大学関係) 順不同

松田 豊 帯広畜産大学畜産学部教授
 谷口 建 専修大北海道短大助教授
 長谷部次郎 弘前大学農学部教授
 堤 聡 北里大学獣医畜産学部教授
 富樫 千之 宮城県立農業短大講師
 黒田 昭 山形大学農学部助手
 佐久間泰一 筑波大学農林工学系講師
 高須 俊行 東京農業大学農学部教授
 長島 守正 日本大学農獣医学部助教授
 矢橋 晨吾(新) 千葉大学園芸学部助教授
 木村 和弘 信州大学農学部助手
 星川 和俊 信州大学教養部講師
 海田 能宏 東南アジア研究センター教授
 長崎 明 新潟大学農学部教授
 広瀬 慎一 富山県立技術短大助教授
 湯川 清光 石川県立農業短大教授
 五十崎 恒 岐阜大学農学部教授
 金木 亮一 滋賀県立短大助教授
 畑 武志 神戸大学農学部助教授
 野村 安治 鳥取大学農学部教授
 福桜 盛一 島根大学農学部助教授
 長堀 金造 岡山大学農学部教授
 藤田 則之 山口大学農学部教授

森下 一男 香川大学農学部助手
 上森 千秋 高知大学農学部教授
 佐藤 晃一 愛媛大学農学部教授
 田熊 勝利 九州大学農学部助教授
 加来 研 佐賀大学農学部教授
 細山田健三 宮崎大学農学部教授
 河原田礼次郎 鹿児島大学農学部教授
 翁長 謙良 琉球大学農学部助教授

(3)幹事(コンサル関係) 順不同
 松本三樹夫 内外エンジニアリング(株)
 吉田 昌弘 (株)葵エンジニアリング
 上原 彰夫 (株)チェリーコンサルタンツ
 広瀬 誠士 北居設計(株)
 今岡 浩 太陽コンサルタンツ(株)
 青野 俊一 若鈴コンサルタンツ(株)
 樋浦 道夫 (社)地域社会計画センター

編集後記

農村整備事業も年々充実して来ましたが、今年は大きな変化の時期に当たっています。その意味で、農村整備に対する関心も益々深まって来ているように思われます。

したがって農村整備や村づくりに大変熱心な九州での研修集会には大きな魅力がありました。今度はどのような集会になるのかと毎回感じている期待にも、また新ら

たなものがありました。

ところで今回は人事移動の影響をはじめ種々の事情により、農林統計協会には大変な御迷惑をおかけしました。講師はじめ大分県耕地課やその他多くの方々の集会開催に払う御努力を思いながら、研修集会が稔りあるものであることを祈っています。(今井記)

祝

第8回農村計画研究部会現地研修集会

豊かな住みよい

農村建設を推進する

大分県土地改良事業団体連合会

会 長 森 田 克 巳

他役職員一同

所在地 〒870 大分市城崎町2丁目3番4号

tel (0975) 36-6631 (代)

大分県土地改良建設研究会

会 長	後 藤 勲
副 会 長	谷 川 孝 芳
〃	元 吉 道 雄
事務局長	安 倍 正

大分市府内町2丁目5-22 一丸ビル2F

☎ (0975) 37-8135

社団法人 大分県測量設計業協会

事務局 〒870 大分市南春日町11-35 学園ハイツ210号
TEL (0975) 45-2623

会 長	児 玉 暢 幸	理 事	吉 田 茂
副会長	小 幡 寛 二	〃	平 川 雅 好
理 事	和 田 文 夫	〃	斉 藤 伸 治
〃	足 立 和 利	監 事	古 屋 清 助
〃	川 野 哲 也	〃	秋 吉 研 徹
		事務局長	本 田 正 則

農業土木の専門コンサルタント 太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 椎名乾治

業法登録 建設コンサルタンツ 第59-795号
測 量 第4-7581号
一級建築士事務所 14643号

農村計画, 地域開発, 生産流通施設の調査計画, ほ場整備・かんがい排水・畑地かんがい及び自動化多目的施設の計画設計, 中小水力発電の施設及び利用計画, 道路・水路及び水利構造物の設計・水質調査分析・集落排水施設整備計画, 農業公害の調査, 土壌・地質調査解析, 農業開発に伴う環境アセスメント

本社 東京都新宿区四谷3丁目5番地
TEL 03 (357)6131
札幌支社 札幌市中央区北1条西20丁目3番地
TEL 011 (621)3930
東北支社 仙台市本町2丁目16番15号
TEL 0222(65)7467
海外駐在所/カイロ(エジプト)・バンコク(タイ)

九州支社 熊本市長嶺町3520番地の1
TEL 096(380)1666
大分事務所 大分市大字畑中宇中園817番地
TEL 0975(45)8955
沖縄出張所 沖縄県那覇市字壺川11番地
TEL 0988(54)5830
営業所/鹿児島・宮崎・福岡・静岡・千葉・福島・盛岡

21世紀の農業土木を創造する総合コンサルタント

誠実・敏速

調査・測量・計画・設計・地質調査・施工監理



若鈴コンサルタンツ株式会社

本社 名古屋市西区歌里町349番地 TEL(052)501-1361
FAX(052)502-1628
東京支社 東京都豊島区西池袋2-30-10 渡部ビル3F TEL(03)981-4136
FAX(03)980-2754
三重支店 三重県津市広明町345-1 TEL(0592)26-4101
FAX(0592)24-4720
関西支店 京都市中京区東洞院竹屋町下ル三本木5丁目470(竹屋町法槽ビル) TEL(075)211-5408
FAX(075)241-3710
東北支店 仙台市本町3丁目7-2(仙台法経学園ビル3F) TEL(0222)65-6951
FAX(0222)25-5280
九州事務所 熊本市新生一丁目1-53 TEL(096)365-1360
FAX(096)368-5454
宇都宮営業所 宇都宮市西原3-8-2 TEL(0286)34-0988
岡山営業所 玉野市宇野4丁目25-24 TEL(0863)32-4458
北陸営業所 金沢市横川町3-183(岡田商会内) TEL(0762)41-2494
岐阜営業所 岐阜市南鏡島4丁目64-1 TEL(0582)53-6552

株式会社 日本水工コンサルタント

ダム・水路・頭首工・揚排水機場・畑地かんがい・ほ場整備・上、下水道・道路・橋梁・建築

設 計
測 量
調 査
施工監理

会長

守 谷 正 博

代表取締役社長

野 口 重 彦

九州事務所所長 内 山 博 量
〒862 熊本市御領町523-12
電話 (096)389-0261

測量から計画立案・設計へ

情報処理技術で未来をひらく

ASIA

アジア航測株式会社

九州支社支社長 藤 井 新 平

福岡支店支店長 西 野 征 博

鹿児島支店支店長 松 延 三千歳

本 社	〒154 東京都世田谷区弦巻5-2-16	電話03 (429)2151
九州支社	〒812 福岡市博多区博多駅南3丁目3番25号	電話092(441)1480
福岡支店	〒812 福岡市博多区博多駅南3丁目3番25号	電話092(441)1480
鹿児島支店	〒892 鹿児島市新屋敷町16-201 (住宅供給公社ビル内)	電話0992(26)5661
長崎営業所	〒850 長崎市万才町7-1 (住友生命長崎ビル内)	電話0958(21)4481
熊本営業所	〒862 熊本市渡鹿7-15-27-101	電話0963(72)6440
那覇営業所	〒900 那覇市久茂地1-4-9 (与那嶺測量設計内)	電話0988(63)0687

よいアイデア、誠実・確実。

建設コンサルタント〔調査・測量・設計・施工管理〕
ダム・水路・頭首工・揚排水機場・畑地かんがい・用排水解析・
ほ場整備・農村総合整備・上下水道・道路

株式会社 日設コンサルタント

業法登録 建設コンサルタント 第60第1490号 昭和60年10月1日登録
(登録部門 農業土木)
測 量 登録第5)-5244号 昭和60年4月10日登録

代表取締役 有村克己

本社 〒810 福岡市中央区渡辺通り2丁目10番51号 平島ビル2階
TEL(代) 092-771-5246
FAX 092(751)0867

熊本営業所 〒862 熊本市長嶺町634番地28 TEL 096-380-7658
大分営業所 〒870 大分市豊町1丁目5番8号 TEL 0975-32-3135
宮崎連絡所 〒880-11 宮崎県東諸県郡国富町本庄5654 TEL 0985-75-8349

農業開発・地域開発の総合建設コンサルタンツ

土と水 をデザインする……豊富な経験と優れた技術



株式会社 三祐コンサルタンツ

取締役会長 久野 庄太郎 専務取締役 渡辺 滋勝
取締役社長 久野 彦一 東京支社長 山田 光敏
取締役副社長 長柄 要 常務取締役 国内事業本部長

本社 〒460 名古屋市中区錦2丁目15番22号(協銀ビル) TEL(052)201-8761(代)
東京支社 〒104 東京都中央区八重洲2丁目2番1号(大和銀行新八重洲口ビル) TEL(03)274-4311(代)
支社技術部 〒107 東京都港区赤坂2丁目3番4号(ランディック赤坂ビル) TEL(03)586-7341(代)
海外事業本部 〒107 東京都港区赤坂2丁目3番4号(ランディック赤坂ビル) TEL(03)584-2101(代)
仙台支店 〒980 仙台市上杉1丁目6番10号(仙台北辰ビル) TEL(0222)63-1857(代)
九州支店 〒860 熊本市紺屋今町1番23号(興亜火災熊本ビル) TEL(096)354-5226
札幌支店 〒060 札幌市中央区北三条西3丁目(札幌大同生命ビル) TEL(011)222-3121
青森連絡所 〒030-02 青森市大字新城字山田589番地28号 TEL(0177)88-3793
技術研究所 〒478 愛知県知多市八幡字中嶋121番地 TEL(0562)32-1351



誠実と確かな技術…そして社会に貢献

建設コンサルタント

調査・測量・計画・設計・施工監理

内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 寺内 欣哉
常務取締役 松本 三樹夫
取締役福岡支社長 天野 昭和

本社 京都市南区久世中久世町2-103 ☎075(933)5111(代)
福岡支社 福岡市博多区博多駅南1-2-15 ☎092(431)2851(代)
支社 東京・大阪・札幌
営業所 佐賀・熊本・仙台・千葉・大津・神戸・広島



農業土木、農村計画の

建設コンサルタント

調査、測量、計画、設計、施工管理

株式
会社

チェリーコンサルタント

取締役社長 森 正義
常務取締役 佐野 政孝

本社 〒760 高松市栗林町3丁目7-23 TEL0878-34-5111
岡山事務所 〒700 岡山市大元1丁目1番7-401 TEL0862-43-1670
熊本営業所 〒862 熊本市帯山4-14-56 TEL096-369-7978
営業所 名古屋・松江・山口・高知



土、水、人と共に

建設コンサルタント業

(農業土木部門)

株式
会社

土地改良社

取締役社長 坂元政則

技術管理課長 坂元英俊 (前総研研究員)

本社 熊本市九品寺3丁目11番25号

TEL. 096(371)3232(代表) 〒862

生産性の高い 生活機能の充実した
魅力ある地域創り

- 業務内容
- ・新農村開発に必要な調査、計画、設計に関するコンサルタント業務。
 - ・かんがい排水施設、橋梁、道路、上下水道特に污水处理施設、農用地開発、農村整備、等建築及び土木構造物の調査、計画、設計、施工管理業務、コンピューター利用による水文、水理、構造、設計の研究・開発
 - ・上記業務に附帯する測量、地質調査等業務。

株式会社 新農村開発センター

所在地 本社 東京都渋谷区広尾一丁目7番7号

電話 03(409)2521代表

出張所 京都出張所

京都市下京区五条通室町東入大黒町196(木村ビル)

電話 075(371)8415

建設コンサルタント

農業基盤整備・農村計画

経済効果測定・電算技術解析



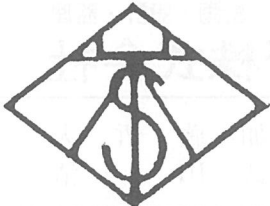
アシアプランニング株式会社

代表取締役 林 博 昭

本 社 〒862 熊本市渡鹿7丁目15番27-101号
☎ 096 (代) 3 7 2 - 6 4 4 0
FAX (096) 3 6 3 - 6 8 0 9

鹿児島 〒890 鹿児島市鴨池新町21番1号
支 店 (町田ビル305号)
☎ (0992) 5 9 - 0 2 5 5

測 量 業 登 録 第(8)-992号
建設コンサルタント登録 第(60)-1462号
補償コンサルタント登録 補 60 第685号



◆建設総合コンサルタント◆

営業種目 ● 測量部門…測量全般・製図地図印刷
● 設計部門…一般土木・農業土木・
地質調査・施工管理

高崎測量設計株式会社

○取締役社長 高崎 隼人
○専務取締役 技術士 保澤 興
○顧問 技術士 大塚 朝夫

本 社 〒830 福岡県久留米市六ツ門町17-20 TEL. (0942) 35-1077(代)
支 社 〒001 札幌市北区北32条西3丁目277-36 TEL. (011) 711-4592
営業所 唐津, 熊本, 鹿児島, 沖縄

農業土木・調査・測量・計画・設計・橋梁・道路設計・造成
土地区画整理計画・ダム及び水文に関する調査・解析・計画
建築企画設計及び工事監理・補償



九州建設コンサルタント株式会社

会 長 小 幡 寛 二

社 長 花 村 俊 彦

熊本支店長 堀 俊 郎

本 社 / 〒870 大分市新貝 12 番 51 号 ☎0975 (51) 6211
福 岡 支 店 / 〒815 福岡市南区清水 1 丁目 21 番 32 号 ☎092 (551) 6492
熊 本 支 店 / 〒862 熊本市国府 1 丁目 21 番 10 号 第 5 梅香園ビル ☎096 (371) 5354
鹿 児 島 営 業 所 / 〒890 鹿児島市西伊敷 4 丁目 13 番 5 号 ☎0992 (29) 9685

建設コンサルタント



測量・調査・試験・計画・設計・監理

日本技研株式会社

代表取締役社長 加 藤 哲 夫

取締役副社長 武 田 清

本 社 ☎467 名古屋市瑞穂区汐路町 3 - 41 - 2 TEL <052>851-5571(代)
海外事業本部 ☎105 東京都港区虎ノ門3-16-7 (ピュア虎ノ門2F) TEL <03> 433-7760(代)
技術研究所 ☎470-02 愛知県西加茂郡三好町大字三好字西之木戸41 TEL <05613>2-2271(代)
東 京 支 店 ☎105 東京都港区虎ノ門3-16-7 (ピュア虎ノ門2F) TEL <03> 433-7760(代)
東 北 支 店 ☎980 仙台市北目町7-17(仙台ファーストマンション1103号) TEL <0222>67-3642
熊 本 営 業 所 ☎860 熊 本 市 上 林 町 1 - 14 TEL <096>325-0311
沖 縄 出 張 所 ☎900 沖 縄 県 那 覇 市 樋 川 2 - 16 - 13 TEL <0988>34-5240

大分県管工事協同組合連合会

会 長	山 崎 正 巳
副 会 長	片 岡 満 三
〃	江 藤 平 市
〃	関 谷 俊 夫
〃	後 藤 勝 巳
〃	橋 本 成 清

事務局 ㊟870 大分市大州浜1丁目3番5号
(大分市管工事会館内)
TEL 0975-51-1637

農村計画の建設コンサルタント

「玉野」は、21世紀の世代に残して恥じない農村計画・農業集落排水処理等新しい村づくりを提案します。

玉野総合コンサルタント(株)福岡支店

〒812福岡市博多区博多駅東一丁目10番23号(新幹線ビル2階) ☎(092)451-6141(代)

本 社 〒453 名古屋市中村区竹橋町4番5号 ☎(052)452-1301(代)

第一事務所 〒461 名古屋市東区東桜二丁目17番43号 ☎(052)931-5331(代)

第二事務所 〒461 名古屋市東区葵一丁目13番3号 ☎(052)936-1585(代)

技術研究所

支店・事務所 静岡・前橋・沖縄・東京・大阪・岐阜・春日井・三重・和歌山

広島・宮崎・鹿児島

農業土木事業の建設コンサルタント

新しい村づくり・それは農村下水の整備から

農村計画・農業集落排水処理と取組む



サンスイコンサルタント株式会社

代表取締役社長 **大久保清和**

本社	〒606	京都市左京区下鴨上川原町28番地	TEL (075)722-3181(代)
			FAX (075)701-9828
札幌支店	〒003	札幌市白石区本郷通4丁目南1番5号	TEL (011)865-3935(代)
			FAX (011)865-3917
姫路事務所	〒670	姫路市東延末2丁目62番地	TEL (0792)88-3141(代)
			FAX (0792)88-3147
熊本事務所	〒862	熊本市神水2丁目1番13号	TEL (096)381-5987(代)
			FAX (096)382-5285
福井事務所	〒910	福井市二の宮5丁目13-4	TEL (0776)22-0343(代)



農業土木事業調査設計

- ※ 農業開発事業に関する調査・計画・設計並びに施工・管理
- ※ 海外開発事業に対する農業土木技術のコンサルティング業務
- ※ 一般土木事業の調査・計画・設計業務
- ※ 農業集落排水の新規計画・設計・実施

株式会社 **日本農業土木コンサルタンツ**

代表取締役社長 **岡本 勇**

常務取締役 **西岡 公**

本社	東京都港区新橋5丁目34番4号(農業土木会館4階)	TEL 03 (434) 3831~3
仙台事務所	仙台市本町2丁目9番12号(藤ビル2階)	TEL 0222 (63) 7595 (代表)
札幌事務所	札幌市西区発寒1143-105	TEL 011 (684) 0581

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県筑波郡谷田部町観音台2-1-2農林水産省農業土木試験場農地整備部地域計画研究室におく。

1986年7月15日 印刷

1986年7月20日 発行

編 集・農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県筑波郡谷田部町観音台2の1の2

農林水産省農業土木試験場

農地整備部 地域計画研究室内

TEL 02975-6-7548

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

発 行 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-492-2987(代)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 15-1 No. 33

1986. 7

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Land Improvement, Laboratory of Rural Planning

1-2, Kannondai, 2-Chome, Yatabe-Machi, Tsukuba-Gun

Ibaraki, 305 JAPAN